

健 第 8 4 0 号  
平成 2 7 年 9 月 2 4 日

(公社) 岡山県医師会長 殿  
(一社) 岡山県病院協会会長 殿

岡山県保健福祉部長

中東呼吸器症候群 (M E R S) の国内発生時の対応について

このことについて別添のとおり厚生労働省健康局結核感染症課長から通知がありましたのでご了知いただくとともに、貴会員に対して周知願います。

なお、本連絡は、次のホームページに掲載しております。

記

岡山県健康福祉部からの医薬安全情報等のお知らせ  
<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>

連絡先：岡山県健康福祉部健康推進課感染症対策班

TEL：086-226-7331

FAX：086-225-7283

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
(公 印 省 略)

## 中東呼吸器症候群（MERS）の国内発生時の対応について

韓国における中東呼吸器症候群（MERS）の発生を受け、その対応について、「韓国における中東呼吸器症候群（MERS）への対応について」（平成27年6月4日健感発0604第1号）（以下「平成27年6月4日通知」という。）及び「中東呼吸器症候群（MERS）の国内発生時の対応について」（平成27年6月10日健感発0610第1号）（以下「平成27年6月10日通知」という。）により、MERSに罹患した疑いのある患者が発生した場合の情報提供、積極的疫学調査等の迅速な対応をお願いしているところである。

韓国においては、本年7月5日に MERS の新規患者が報告されて以降、新規患者の報告がされておらず、我が国への感染拡大の懸念が極めて低くなったと考えられること、一方でサウジアラビアにおいては、本年8月から医療機関内の二次感染を中心とした集団発生が起きていることを踏まえ、MERS の国内発生時の対応について下記事項のとおり変更することとしたので、関係機関への周知等を含め、特段の御協力をお願いする。

加えて、「平成27年6月4日通知」及び「平成27年6月10日通知」は、本日をもって廃止する。

## 記

### 第一 概要

#### 1 情報提供を求める患者の要件

患者が次のア、イ又はウに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでない場合、中東呼吸器症候群への感染が疑われるので、中東呼吸器症候群を鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

ア 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDS などの実質性肺病変が疑われる者であって、発症前 14 日以内に対象地域（※）に渡航又は居住していたもの

イ 発熱を伴う急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前 14 日以内に対象地域（※）において、医療機関を受診若しくは訪問したもの、

MERS であることが確定した者との接触歴があるもの又はヒトコブラクダとの濃厚接触歴があるもの

※ 対象地域：アラビア半島又はその周辺諸国

ウ 発熱又は急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前 14 日以内に、対象地域か否かを問わず、MERS が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、MERS が疑われる患者と同居（当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。）していたもの又は MERS が疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触したもの

## 2 MERS 疑似症の定義について

医師が、上記 1 のア、イ又はウに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、MERS への感染が疑われると診断した場合には、当面の間、MERS 疑似症患者として取り扱うこと。

なお、直接の対面診療を行うことが困難である場合等において、患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせて行われるときは、保健所の医師が電話等による問診によって、疑似症の定義に該当するかを判断しても差し支えないこと。

## 3 MERS 患者の搬送について

MERS 患者の搬送に当たっては、「中東呼吸器症候群（MERS）・鳥インフルエンザ（H7N9）患者搬送における感染対策」（平成 26 年 7 月 25 日国立感染症研究所）（別添 1）を参考にして、必要な感染予防策を講じること。なお、住宅街や深夜の場合など、患者のプライバシー等に十分配慮して搬送すること。

## 4 検体の搬送及び検査について

MERS 疑似症患者が発生した場合、検体の搬送は地方衛生研究所及び国立感染症研究所に対して行い、地方衛生研究所による PCR 検査と並行して、国立感染症研究所による PCR 検査を行えるようにし、早期に検査結果を確定させること。ただし、接触歴などから感染の蓋然性が低いと考えられる患者の検体について、夜間又は休日に搬送する場合は、まずは地方衛生研究所に検体を搬送して検査を行うこととし、必ずしも国立感染症研究所での PCR 検査を並行して行う必要はないこと。

## 5 MERS 患者への医療提供体制について

MERS 患者を入院させる医療機関については、当該患者の長距離移動による患者の負担及び感染拡大リスクを軽減するため、原則として、当該患者が発生した都道府県内において入院医療体制が完結するよう、あらかじめ、患者の発生を想定して、地域ごとに入院医療機関を確保すること。また、MERS については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 3 項で規定する二類感染症であるため、入院医療機関として、特定、第一種及び第二種感染症指定医療機関があるが、二次感染のリスクを最小限に抑えるため、原則として、陰圧制

御の可能な病室に入院させること。なお、患者の治療に当たる医療機関の要請に応じて、国立国際医療研究センターから専門家を派遣できるので、適宜活用すること。患者の搬送が必要となった場合は、「中東呼吸器症候群 (MERS)・鳥インフルエンザ (H7N9) 患者搬送における感染対策」(平成 26 年 7 月 25 日国立感染症研究所) (別添 1) を参考にしながら、人権に十分配慮し、対応を行うこと。

## 6 院内感染対策の徹底

貴管内医療機関に対し、「中東呼吸器症候群 (MERS)・鳥インフルエンザ (H7N9) 患者に対する院内感染対策」(平成 26 年 7 月 25 日国立感染症研究所) (別添 2) に基づき、標準予防策及び飛沫感染予防策の徹底が図られるよう指導すること。

## 7 MERS 患者からの二次感染が疑われる者への対応について

地方衛生研究所の PCR 検査結果で陽性が出た場合、速やかに MERS 患者からの二次感染が疑われる者に対する積極的疫学調査を開始することとなるが、当該調査の具体的な実施に当たっては、「中東呼吸器症候群 (MERS) に対する積極的疫学調査実施要領 (暫定版)」(平成 27 年 7 月 10 日改訂・国立感染症研究所) (別添 3) を参照の上、次の (1) 及び (2) のとおり、当該患者との接触状況等に応じて、入院措置、健康観察又は外出自粛要請等の対応を行うこと。また、(1) 及び (2) の区分について、(別添 4) のとおり図示しているため、適宜参照すること。なお、積極的疫学調査を開始する都道府県等の要請に応じて、国立感染症研究所から疫学の専門家を派遣することができるので、適宜活用すること。

### (1) 疑似症の要件に該当する者

MERS 疑似症患者の定義に該当する者については、感染症指定医療機関への入院措置

### (2) 疑似症の要件に該当しない者

#### ア 濃厚接触者

MERS 患者と同一住所に居住する者又は必要な感染予防策 (※※) を講じずに、当該患者の診察、搬送等に従事した者等については、当該患者と接触した可能性のある日から 14 日間の健康観察及び外出自粛要請

#### イ その他接触者

MERS 患者と同じ病棟に滞在する等の接触があった者のうち上記アに該当しない者又は必要な感染予防策を講じた上で当該患者の診察、搬送等に従事した者等については、当該患者と接触した可能性のある日から 14 日間の健康観察

(※※) 手袋、サージカルマスク (又は N95 マスク)、眼の防護具、ガウンの装着等

## 8 検疫所との連携

検疫所において、上記 2 の取扱いに基づき、疑似症患者の届出を行った場合には、報告様式 (様式 1) に基づき保健所に情報提供することとしており、保健所において

は、検疫所と連携の上、患者搬送や接触者に対する情報収集などについて迅速に対応すること。また、MERS の PCR 検査の実施が困難な検疫所等において、地方衛生研究所に検査の協力依頼があった場合は、その調整等について協力をお願いする。

## 9 その他留意事項

MERS 疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー（別添 5）及び情報提供の際に使用する参考様式（様式 2）に留意して対応すること。その際、次のア、イ及びウに留意すること。

ア 検査の結果判明前であっても、診察所見等により医師が他の病因であると判断できた場合、疑似症の届け出を取り下げることができること。

イ 疑似症の届け出を取り下げた後であっても、患者の同意があれば、PCR 検査を行うことができること。

ウ 積極的疫学調査を効率的に行うため、地方衛生研究所の PCR 検査結果で陽性が出た時点で、次に掲げる事項について、内容を調整した上で厚生労働省及び都道府県等の双方が公表すること。

（公表項目）

- ・ 地方衛生研究所の検査結果
- ・ 患者の情報（年代、性別、滞在国、症状、接触歴、入国日、居住都道府県名）
- ・ 積極的疫学調査の開始

## 第二 適用日

この通知は、本日から適用する。

# 中東呼吸器症候群（MERS）・鳥インフルエンザ(H7N9)患者搬送における感染対策

2014年7月25日現在

国立感染症研究所感染症疫学センター

国立国際医療研究センター病院国際感染症センター

## 目的

中東呼吸器症候群（MERS）・鳥インフルエンザ（H7N9）患者（疑似症患者を含む）は感染症指定医療機関へ搬送されることが想定される。一般医療機関において、中東呼吸器症候群（MERS）・鳥インフルエンザ（H7N9）患者が発生した場合、又はそのような医療機関に患者が直接来院した場合等には、車両等による患者搬送が行われる。患者搬送においては、感染源への曝露に関する搬送従事者の安全確保と、搬送患者の人権尊重や不安の解消の両面に立った感染対策を行うことが重要である。

基本的な考え方は、搬送従事者が、標準予防策・接触感染予防策・飛沫感染予防策・空気感染予防策を必要に応じて適切に実施し、患者に対して過度な隔離対策をとらないように適切に判断することである。

### 1) 中東呼吸器症候群（MERS）・鳥インフルエンザ（H7N9）患者（疑似症患者を含む）

- 気管内挿管されていたり酸素マスクを装着している場合を除き、患者にサージカルマスクを着用させる。
- 呼吸管理を行っている患者に対しては、感染対策に十分な知識と経験のある医師が付き添う。  
自力歩行可能な患者に対しては歩行を許可し、そうでない場合は車いす、ストレッチャーを適宜使用して車両等による搬送を行う。
- 搬送に使用する車両等の内部に触れないよう患者に指示をする。
- 呼吸管理を行っている患者に対しては、感染対策に十分な知識と経験のある医師が付き添う。
- 自力歩行可能な患者に対しては、歩行を許可し、車いす、ストレッチャーを適宜使用して車両等による搬送を行う。
- 搬送に使用する車両等の内部に触れないよう患者に指示をする。

### 2) 搬送従事者

- 搬送従事者は、全員サージカルマスクを着用する。
- 搬送車両等における患者収容部で患者の観察や医療にあたる者は、湿性生体物質への曝露があるため、眼の防御具（フェイスシールドまたはゴーグル）、手袋、ガウン等の防護具を着用する。気管内挿管や気道吸引の処置などエアロゾル発生の可能性が考えられる場合には、空気感染予防策としてN95マスク（もしくは同等以上のレスピレーター）を着用する。
- 搬送中は適宜換気を行う。
- 搬送中は周囲の環境を汚染しないように配慮し、特に汚れやすい手袋に関しては、汚染したらすぐに新しいものと交換する。手袋交換の際は、手指消毒を行う。
- 使用した防護具の処理を適切に行う。特に脱いだマスク、手袋、ガウン等は、感染性廃棄物として処理する。この際、汚染面を内側にして、他へ触れないよう注意する。

### 3) 搬送に使用する車両等（船舶や航空機も含む）

- 搬送従事者、患者のそれぞれが、必要とされる感染対策を確実に実施すれば、患者搬送にアイソレーターを用いる必要はない。
- 患者収容部分と車両等の運転者・乗員の部位は仕切られている必要性はないが、可能な限り、患者収容部分を独立した空間とする。
- 患者収容部分の構造は、搬送後の清掃・消毒を容易にするため、できるだけ単純で平坦な形状であることが望ましい。ビニール等の非透水性資材を用いて患者収容部分を一時的に囲うことも考慮する。
- 車両内には器材は極力置かず、器材が既に固定してある場合には、それらの汚染を防ぐため防水性の不織布等で覆う。
- 患者搬送後の車両等については、目に見える汚染に対して清拭・消毒する。手が頻繁に触れる部位については、目に見える汚染がなくても清拭・消毒を行う。使用する消毒剤は、消毒用エタノール、70v/v%イソプロパノール、0.05~0.5w/v% (500~5,000ppm) 次亜塩素酸ナトリウム等。なお、次亜塩素酸ナトリウムを使用する際は、換気や金属部分の劣化に注意して使用する。

#### 4) その他

- 自動車による搬送の場合、原則として、患者家族等は搬送に使用する車両に同乗させない。船舶や航空機等の場合は、ケースに応じて適宜判断する。
- 搬送する患者が中東呼吸器症候群 (MERS) ・鳥インフルエンザ (H7N9) 患者であることを搬送先の医療機関にあらかじめ伝え、必要な感染対策を患者到着前に行うことができるようにする。
- 搬送の距離と時間が最短となるように、あらかじめ手順や搬送ルートを検討しておく。
- 搬送する段階では中東呼吸器症候群 (MERS) ・鳥インフルエンザ (H7N9) 罹患を想定せずに搬送を終了し、のちに患者が中東呼吸器症候群 (MERS) ・鳥インフルエンザ (H7N9) 患者であると判明した場合は、感染対策が十分であったか確認をする。搬送における感染対策が不十分であったと考えられた場合は、最寄りの保健所に連絡のうえ、搬送従事者は「積極的疫学調査ガイドライン」等に従った健康管理を受けることとなる。
- 搬送時に準備する器材の一覧表については、付表1を参照のこと。

謝辞) 本稿作成にあたっては、東北大学大学院医学系研究科  
感染制御・検査診断学分野にご協力をいただいた。

#### 付表1 患者搬送に必要な器材 (注1)

サージカルマスク	適宜 (搬送従事者用、 搬送患者用)
N95マスク	搬送従事者の数 ×2 (注2)
手袋	1箱
フェイスシールド(また はゴーグル)、ガウン	搬送従事者数 × 2 (注2)
手指消毒用アルコール 製剤	1個
清拭用資材・環境用の 消毒剤	タオル、ガーゼ等で使 い捨てできるものを用 意
感染性廃棄物処理容器	
その他、ビニールシー ト等	

注1：ただし、本付表は、車両による搬送を想定したものであり、船舶や航空機等を使用する場合は適宜修正して用いる必要がある。

注2：N95マスク、フェイスシールド（またはゴーグル）、ガウンは、予備も含め搬送従事者あたり2つずつ準備する。

(2014年7月25日)

国立感染症研究所感染症疫学センター  
国立国際医療研究センター病院国際感染症センター

はじめに

本稿では、中東呼吸器症候群 (MERS) (以下「MERS」という。)・鳥インフルエンザ(H7N9) (以下「H7N9」という。)の疑似症患者と患者 (確定例) に対して行う院内感染対策の概要について、これまでに明らかになっている情報に基づいて記載する<sup>1) 2) 3)</sup>。これらは現時点での暫定的な推奨であり、今後得られる情報に応じて適宜改訂していくものである。

なお、MERS・H7N9の疑似症患者と患者 (確定例) の届出基準は以下のホームページを参照されたい。

□ [厚生労働省「感染症法に基づく医師の届出のお願い」](#)

- ・中東呼吸器症候群 (MERS)
- ・鳥インフルエンザ (H7N9)

MERS・H7N9の疑似症患者、患者 (確定例) に対して推奨される院内感染対策

- ・外来では呼吸器衛生/咳エチケットを含む標準予防策を徹底し、飛沫感染予防策を行うことが最も重要と考えられる。入院患者については、湿性生体物質への曝露があるため、接触感染予防策を追加し、さらにエアロゾル発生の可能性が考えられる場合 (患者の気道吸引、気管内挿管の処置等) には、空気感染予防策を追加する\*。  
\*具体的には、手指衛生を確実にを行うとともに、N95マスク、手袋、眼の防護具 (フェイスシールドやゴーグル)、ガウン (適宜エプロン追加) を着用する。
- ・入院に際しては、陰圧管理できる病室もしくは換気の良い個室を使用する。個室が確保できず複数の患者がいる場合は、同じ病室に集めて管理することを検討する。
- ・患者の移動は医学的に必要な目的に限定し、移動させる場合には可能な限り患者にサージカルマスクを装着させる。
- ・目に見える環境汚染に対して清拭・消毒する。手が頻繁に触れる部位については、目に見える汚染がなくても清拭・消毒を行う。使用する消毒剤は、消毒用エタノール、70v/v%イソプロパノール、0.05~0.5w/v% (500~5,000ppm) 次亜塩素酸ナトリウム等。なお、次亜塩素酸ナトリウムを使用する際は、換気や金属部分の劣化に注意して使用する。
- ・衣類やリネンの洗濯は通常の感染性リネンの取り扱いに準ずる。
- ・MERS・H7N9の疑似症患者または患者 (確定例) と必要な感染防護策なしで接触した医療従事者は、健康観察の対象となるため、保健所の調査に協力する。MERSの健康観察期間は最終曝露から14日間、H7N9の健康観察期間は最終曝露から10日間である。なお、H7N9に関しては、必要な感染防護策なく接触した医療従事者には抗インフルエンザ薬の予防投与を考慮し、投与期間は最後の接触機会から10日間とする。

&lt;文献&gt;

1. [中東呼吸器症候群 \(MERS\) のリスクアセスメント \(2014年6月9日現在\)](#) (国立感染症研究所)
2. [鳥インフルエンザA\(H7N9\)ウイルスによる感染事例に関するリスクアセスメントと対応 \(2014年3月28日現在\)](#) (国立感染症研究所)

3. WHO Infection prevention and control of epidemic-and pandemic prone acute respiratory infections in health care April 2014

## 中東呼吸器症候群(MERS)に対する積極的疫学調査実施要領（暫定版）

国立感染症研究所

平成 27 年 7 月 10 日改訂

2012 年 9 月以降、中東地域に居住または渡航歴のある者を中心に中東呼吸器症候群(MERS)の患者が断続的に報告されており、医療施設や家族内等において限定的なヒト-ヒト感染が確認されていることから、接触者調査を実施し、適切な対策を実施することで感染拡大を防止することが重要である。また、高齢者や基礎疾患のある者に感染した場合、重症化する恐れもあることから、患者に対する適切な医療の提供も重要である。なお、中東においては一部の患者の感染原因としてラクダへの曝露が示唆されている。また、韓国において、中東への渡航歴のある MERS の確定例を発端とし、その接触者において死亡例を含む多数の患者が発生していることを踏まえ、平成 27 年 6 月 4 日に「情報提供を求める患者の要件」が変更されたところである。

本稿は、国内で探知された中東呼吸器症候群(MERS)の疑似症患者（積極的疫学調査の対象となるもの）及び患者（確定例）（以下「症例」という。）等に対して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条による積極的疫学調査を迅速に実施するため、平成 26 年 7 月 30 日版に暫定版として作成した中東呼吸器症候群(MERS)に対する積極的疫学調査実施要領を韓国事例の発生をうけて更新したものである。なお、疫学状況の変化に伴い適宜見直しを行うこととする。

積極的疫学調査等の実施の際に、症例から聞き取る項目については、[調査票](http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/alphabet/mers.html)が国立感染症研究所のホームページ（<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/alphabet/mers.html>）に掲載されているので、適宜使用されたい。

## （調査対象）

○積極的疫学調査の対象となるのは、以下に定義する「疑似症患者」、「患者（確定例）」、「濃厚接触者」および「その他の接触者」である。

・積極的疫学調査の対象となる「疑似症患者」とは、平成 27 年 6 月 4 日付健感発 0604 第 1 号に示す「情報提供を求める患者の要件」に合致しかつ地方衛生研究所で実施された PCR 検査により MERS コロナウイルス遺伝子陽性であったものを指す。

・「患者（確定例）」とは、地方衛生研究所以外に国立感染症研究所において実施される追加検査によって MERS コロナウイルス遺伝子陽性であったものを指す。

・「濃厚接触者」とは、症例が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当するものである。

- i. 世帯内接触者： 症例と同一住所に居住する者
- ii. 医療関係者等： 個人防護具を装着しなかった又は正しく着用しないなど、必要な

感染予防策なしで、症例の診察、処置、搬送等に直接関わった医療関係者や搬送担当者

- iii. 汚染物質の接触者： 症例由来の体液、分泌物（痰など（汗を除く））などに、必要な感染予防策なしで接触した者等
- iv. その他： 手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、症例と接触があった者等

・「その他の接触者」とは症例が発病した日以降に症例と同じ病棟に滞在する等空間を共有する接触があったもののうち、濃厚接触者の定義に該当しないものや、必要な感染予防策をした上で症例や症例由来の検体と接触した医療関係者や搬送担当者等を含む。症例が発病後、公共交通機関等、不特定多数の者が利用する施設の利用があった場合は、その症状や、状況等を検討した上でメディア等を使った接触者探知を行う必要があるかどうかを検討する。

#### （調査内容）

○症例について、基本情報・臨床情報・推定感染源・接触者等必要な情報を収集する。（調査票添付 1,2-1,2-2,2-3）

○濃厚接触者については、最終曝露から 14 日間、一日 2 回健康観察を実施するとともに、接触者の生活状況（MERS のハイリスク者（例：高齢者、基礎疾患のあるもの））等を勘案し、全く自宅から外出しない、公共交通機関を利用しない、勤務先に出社等しない等のうち適切な措置を要請する。また、健康観察を十分に行うために長距離の移動等は控えるように要請する。（調査票添付 3）

○その他の接触者については、最終曝露から 14 日間、一日 2 回健康観察を実施する。

○濃厚接触者およびその他の接触者については、健康観察中に 37.5℃以上の発熱、または急性呼吸器症状（上気道または下気道症状）がある者（以下「検査対象者」という。）については、症状が出てきた場合に、保健所へ連絡をするようにし、検査を実施し、その結果に応じて必要な調査と対応を行う。

#### （調査時の感染予防策）

○積極的疫学調査の対応人員が症例及び検査対象者に対面調査を行う際は、手袋、サージカルマスクの着用と適切な手洗いを行うことが必要と考えられるが、現時点では、疫学的な知見に乏しい新興の呼吸器感染症への対応として、眼の防護具（フェイスシールドやゴーグル）、ガウンを追加し、必要に応じてサージカルマスクではなく N95 マスクを着用する。

（PPE（個人防護具）着脱に関するトレーニングを定期的もしくは事前に積んでおくことが重要である。）

#### （濃厚接触者およびその他接触者への対応）

○濃厚接触者やその他接触者の家族や周囲の者（同僚等）に対しては、特段の対応は不要である。

○濃厚接触者およびその他接触者については、手洗いと咳エチケットを徹底するように指導する。

○検査対象者については、検査結果が判明するまでの間、感染伝播に十分に配慮する必要があり、本人の同意を得た上で、医療施設における個室対応などの対応も選択肢となりうる。

（とりまとめ）

○濃厚接触者およびその他接触者の健康情報については、複数の保健所が関与する場合、初発症例の届出受理保健所又は濃厚接触者およびその他接触者の多くが居住する地域を所管する保健所が適宜とりまとめる。

## 国内でMERS患者に接触した者への対応について

別添 4

接触状況	考えられる対象者	対応	
<b>1. MERS患者に接触した者等で「疑似症」の要件に該当する者：</b>			
「中東呼吸器症候群（MERS）の国内発生時の対応について」（平成 27 年 9 月 18 日健感 0918 第 6 号）における「MERS 疑似症患者の定義」のいずれかに該当する者		入院措置	
<b>2. MERS患者に発病日以降に接触した者等で「疑似症」の要件に該当しない者：</b>			
濃厚接触者	<ul style="list-style-type: none"> <li>i. 世帯内接触者： 症例と同一住所に居住する者</li> <li>ii. 医療関係者等： 個人防護具を装着しなかった又は正しく着用しないなど、必要な感染予防策（※1）なしで、症例の診察、処置、搬送等に直接関わった医療関係者や搬送担当者</li> <li>iii. 汚染物質の接触者： 症例由来の体液、分泌物（痰など（汗を除く））などに、必要な感染予防策なしで接触した者等。</li> <li>iv. その他： 手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、症例と接触があった者等。</li> </ul>	健康観察（※2）及び外出自粛要請（※3）	必要に応じ、健康診断の受診勧告（※4）
その他接触者（※5）	<ul style="list-style-type: none"> <li>i. 症例が発病した日以降に症例と同じ病棟に滞在する等空間を共有する接触があったもののうち、濃厚接触者の定義に該当しないもの</li> <li>ii. 必要な感染予防策をした上で確定例や確定例由来の検体と接触した医療関係者や搬送担当者等</li> </ul>	健康観察（※2）	

（※1）必要な感染予防策：手指衛生を行う、手袋、サージカルマスク（又は N95 マスク）、眼の防護具（フェイスシールドやゴーグル）、ガウンを装着することが望ましいが、2メートル以内に近づかない、侵襲的な処置をしない等のリスクが少ない状況では、眼の防護具やガウンは必須ではない。

（※2）毎日2回、体温、症状の有無等を都道府県等に報告。

（※3）接触状況、接触者の生活状況（MERS のハイリスク者との接点があるかどうか）等を勘案し、全く自宅から外出しない、公共交通機関を利用しない、不特定多数が利用する場所へ出入りしない、勤務先に出社等しない、学校に登校しない、診療に従事しない、等のうち適切な措置を要請。

（※4）発熱を伴わない急性呼吸器症状を呈する場合等に、健康診断を実施し、「疑似症」に該当するか否かを早期に判断。

（※5）確定例が発病後、公共交通機関等、不特定多数の者が利用する施設の利用があった場合は、その症状や、状況等を検討した上で、メディア等を使った接触者探知を行う必要があるかどうかを検討する。

# 中東呼吸器症候群(MERS)疑い患者が発生した場合の自治体向け暫定的対応フロー【当面】(別添5)

## ※ MERS疑似症患者の定義:

平成27年9月18日現在

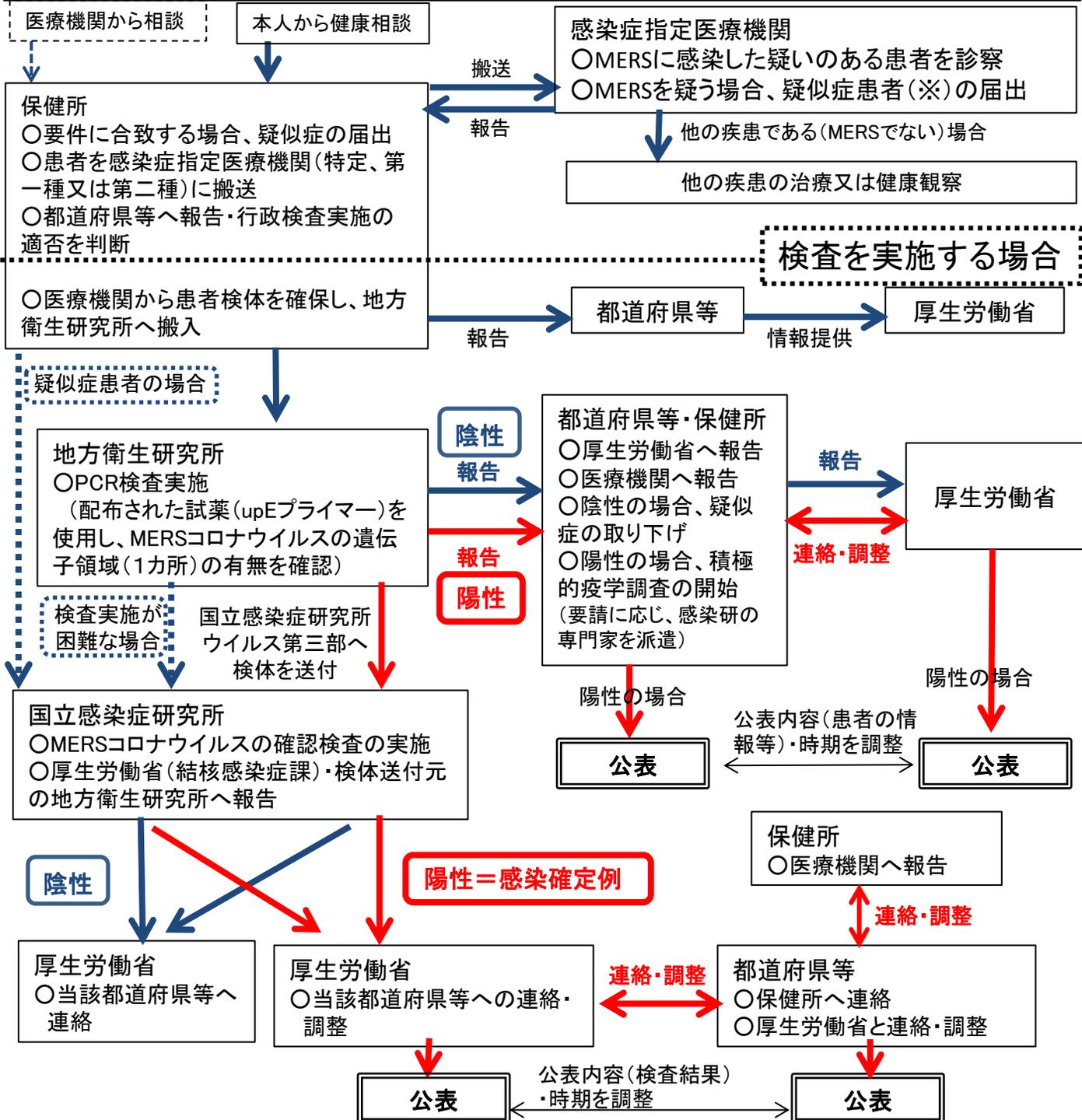
以下のア、イ又はウに該当し、かつ、**他の感染症又は病因によることが明らかでない患者**

ア 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDSなどの実質性肺病変が疑われる者であって、発症前14日以内に対象地域(※)に渡航又は居住していたもの

イ 発熱を伴う急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に対象地域(※)において、医療機関を受診若しくは訪問したものの、MERSであることが確定した者との接触歴があるもの又はヒトコブラクダとの濃厚接触歴があるもの

【※ 対象地域:アラビア半島又はその周辺諸国】

ウ 発熱又は急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に、**対象地域か否かを問わず**、MERSが疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、MERSが疑われる患者と同居(当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。)していたもの又はMERSが疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れたもの



様式1

(報告様式)

平成27年〇月〇〇日

{ 検疫所業務管理室  
結核感染症課  
都道府県等 } 御中

〇〇〇検疫所

中東呼吸器症候群 (MERS) について

標記について、下記のとおり中東呼吸器症候群 (MERS) の (疑似症患者・健康監視対象者) に関する情報を報告します。

記

<疑似症患者・健康監視対象者について>

国籍：(外国人渡航者等の場合は、使用言語を併せて記載)

性別：〇性

年齢：〇歳

住所：

職業：

<同行者の有無>

< 渡航先等 >

H27. ○. ○～○. ○

< MERS が疑われる患者との接触内容 >

日時：○. ○ ○

場所：

内容：

< 症状の経過等 >

H27. ○. ○～（症状・発症日）

現在の症状：

< 健康相談記録内容 >

（問診内容、疑似症患者又は健康監視対象者への伝達事項）

< 検査 >

検査開始時間 ○○：○○ 検査結果判明予定時間 ○○：○○

→（検査判定日時及び検査結果を記載）

< 航空機の情報 >

便名

発航地

到着日及び時間

検疫開始時間

乗員・乗客 ○名・○○名

座席番号

平成27年〇月〇日

厚生労働省健康局結核感染症課 宛て

〇〇県〇〇部〇〇課

中東呼吸器症候群（MERS）疑い患者について

下記のとおり中東呼吸器症候群（MERS）に感染した疑いのある患者について、これから〇〇研究所において検査を実施するため、その旨情報提供します。

記

平成27年〇月〇日(〇)〇〇保健所管内〇〇病院から連絡

<患者について（任意）>

〇〇市（区・町）在住

性別：〇性

年齢：〇歳

職業：

基礎疾患：

<患者の履歴（分かる限りで）>

H27.〇.〇～〇.〇.（〇〇に滞在）

現地での行動歴（病院の訪問歴、動物との接触歴等）：

H27.〇.〇～（帰国 or 日本入国）

H27.〇.〇～（症状・発症日）

入院日（救急搬送日）：H27年〇月〇日

<現在の症状等（分かる限りで）>

現在の症状（分かる限り細かく）：

治療状況（分かる限り細かく）：

他に疑われる感染症等の検査結果：

<MERS 診断検査>

検査実施機関：

検体の種類：

検査結果判明予定時刻：

健感発 0918 第 7 号  
平成 27 年 9 月 18 日

各 検 疫 所 長 殿

健康局結核感染症課長  
(公印省略)

#### 中東呼吸器症候群における検疫対応について

標記について、「中東呼吸器症候群における検疫対応について」（平成 26 年 7 月 24 日付け健感発 0724 第 3 号。以下「中東呼吸器症候群通知」という。）及び「韓国で発生している中東呼吸器症候群（MERS）への検疫対応について」（平成 27 年 6 月 4 日健感発 0604 第 2 号。以下「韓国通知」という。）により実施しているところである。

今般、韓国で発生している中東呼吸器症候群（MERS）の対応について、本年 7 月 5 日に MERS の新規患者が報告されて以降、新規患者の報告がされておらず、我が国への感染拡大の懸念が極めて低くなったと考えられることから韓国通知を廃止し、中東呼吸器症候群通知を別添の新旧対照表のとおり改正するので、その対応に遺漏なきを期されたい。

「中東呼吸器症候群における検疫対応について」

平成 27 年 9 月 18 日付け健感発 0918 第 7 号

新	旧
<p data-bbox="360 347 949 376">中東呼吸器症候群における検疫対応について</p> <p data-bbox="224 421 1086 676">中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MER S コロナウイルスであるものに限る。以下単に「MER S」という。）については、「検疫法施行令の一部を改正する政令」（平成 26 年政令第 258 号）及び「検疫法施行規則の一部を改正する省令」（平成 26 年省令第 82 号）が、平成 26 年 7 月 16 日に公布され、同月 26 日から施行されることに伴い、下記のとおり対応に遺漏なきを期されたい。</p> <p data-bbox="636 721 674 750">記</p> <p data-bbox="224 794 461 823">第 1 基本的事項</p> <p data-bbox="257 833 374 861">1. 定義</p> <p data-bbox="268 871 607 900">(1) <u>MER S 疑似症患者</u></p> <p data-bbox="277 909 1086 1053">検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）第 12 条の規定に基づく質問及び同法第 13 条の規定に基づく診察により、<u>以下のア、イ又はウに該当する者をMER S 疑似症患者（他の感染症又は他の病因によることが明らかな者を除く）とすること。</u></p> <p data-bbox="277 1062 1086 1165"><u>ア 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈している者であって、発症前 14 日以内に流行国に渡航又は居住していたもの</u></p> <p data-bbox="277 1174 1086 1353"><u>イ 発熱を伴う急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前 14 日以内に流行国において、医療機関を受診若しくは訪問したもの、MER S であることが確定した者との接触歴があるもの又はヒトコブラクダとの濃厚接触歴（未殺菌乳等の喫食を含む。以下同じ。）があるも</u></p>	<p data-bbox="1249 347 1839 376">中東呼吸器症候群における検疫対応について</p> <p data-bbox="1113 421 1975 676">中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MER S コロナウイルスであるものに限る。以下単に「MER S」という。）については、「検疫法施行令の一部を改正する政令」（平成 26 年政令第 258 号）及び「検疫法施行規則の一部を改正する省令」（平成 26 年省令第 82 号）が、平成 26 年 7 月 16 日に公布され、同月 26 日から施行されることに伴い、下記のとおり対応に遺漏なきを期されたい。</p> <p data-bbox="1520 721 1559 750">記</p> <p data-bbox="1113 794 1350 823">第 1 基本的事項</p> <p data-bbox="1146 833 1263 861">1. 定義</p> <p data-bbox="1158 871 1350 900">(1) <u>要観察例</u></p> <p data-bbox="1167 909 1975 1165">検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）第 12 条の規定に基づく質問及び同法第 13 条の規定に基づく診察により、<u>38℃以上の発熱（解熱作用のある薬剤を使用している場合には、38℃以下であっても全身倦怠等の症状をもって発熱と同じ状態とみなす。以下同じ。）及び急性呼吸器症状があり、かつ、発症前 14 日以内にMER S 患者の発生国において、次のアからウまでのいずれかに該当する者を要観察例とすること。</u></p> <p data-bbox="1167 1174 1686 1203"><u>ア 医療機関の受診又は訪問歴がある。</u></p> <p data-bbox="1167 1212 1975 1279"><u>イ MER S 患者との濃厚接触歴（通常環境下では飛沫の飛散距離である 2 m 以内を目安とする。）がある。</u></p> <p data-bbox="1167 1289 1942 1318"><u>ウ ラクダとの濃厚接触歴（未殺菌乳の喫食など）がある。</u></p> <p data-bbox="1193 1327 1975 1356">なお、上記の規定にかかわらず、発熱又は急性呼吸器症状</p>

の

ウ 発熱又は急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前 14 日以内に流行国において、MERS が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、MERS が疑われる患者と同居（当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。以下同じ。）していたもの又はMERS が疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触したもの

(2) 健康監視対象者

検疫法第 12 条の規定に基づく質問により 14 日以内にMERS の流行国において、医療機関を受診若しくは訪問した者、MERS であることが確定した者との接触歴がある者、ヒトコブラクダとの濃厚接触歴がある者、MERS が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者、MERS が疑われる患者と同居していた者、MERS が疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触した者及びMERS 疑似症患者（MERS 患者（確定例）を除く。）を健康監視対象者とすること。

(3) MERS 患者（確定例）

国立感染症研究所において、PCR 検査によりMERS ウイルス遺伝子が検出された者又は分離・同定によりMERS コロナウイルスが検出された者をMERS 患者（確定例）とすること。

の症状があり、かつ、発症前 14 日以内にMERS 患者の発生国において、アからウまでのいずれかに該当する者について、診察した医師がMERS の症状の疑いがあると判断した場合にも、要観察例とすることができること。

(2) 健康監視対象者

要観察例（MERS 患者（確定例）を除く。）及び要観察例でないが検疫法第 12 条の規定に基づく質問により発症前 14 日以内にMERS 患者の発生国において、（1）のアからウまでのいずれかに該当する者を健康監視対象者とすること。

(3) MERS 疑似症患者

検疫所における PCR 検査で、MERS コロナウイルス遺伝子が検出された者をMERS 疑似症患者とすること。

(4) MERS 患者（確定例）

国立感染症研究所において、PCR 検査によりMERS ウイルス遺伝子が検出された者又は分離・同定によりMERS コロナウイルスが検出された者をMERS 患者（確定例）とすること。

## 2. 質問及び診察

MERSの流行国に滞在後入国する者に対し、必要に応じ、検疫法第12条の規定に基づく質問及び同法第13条の規定に基づく診察を行うこと。質問及び診察においてMERS疑似症患者と判断した場合には、検体（咽頭拭い液又は喀痰）を採取し、PCR検査を実施すること。PCR検査は、検疫所で実施することが原則であること。ただし、検査機器の設備を有しておらず、かつ、検査を実施する検疫所までの検体を搬送することが非効率な位置に所在する検疫所（支所及び出張所）においては、採取した検体について、最寄りの地方衛生研究所に依頼すること等により検査を実施できる体制を整えること。PCR検査を地方衛生研究所に依頼する場合には、事前に当該都道府県と協議し、体制を整えておくこと。

検体は、「MERSコロナウイルスに係る検査マニュアル」（平成26年5月30日付け検疫所業務管理室事務連絡）に従い搬送すること。

なお、MERS疑似症患者と判断し、PCR検査を実施する場合、検疫所（地方衛生研究所の場合を含む。）の検査結果と並行して最も速やかに搬送できる手段により国立感染症研究所へ検体を搬送すること。ただし、接触歴などから感染の蓋然性が低いと考えられる患者の検体については、まずは検疫所（地方衛生研究所の場合を含む。）で検査を行うこととし、必ずしも国立感染症研究所でのPCR検査を並行して行う必要はないこと。

また、診察において、MERS疑似症患者と判断した場合には、報告様式（様式1）により直ちに検疫所業務管理室（結核

## (5) MERS患者

世界保健機関の公表内容からMERSの初発例の発生が確認されている地域における患者をMERS患者とすること。

## 2. 質問及び診察

MERS患者の発生国に滞在後入国する者に対し、必要に応じ、検疫法第12条の規定に基づく質問及び同法第13条の規定に基づく診察を行うこと。質問及び診察において要観察例と判断した場合には、検体（咽頭拭い液又は喀痰）を採取し、PCR検査を実施すること。PCR検査は、検疫所で実施することが原則であること。ただし、検査機器の設備を有しておらず、かつ、検査を実施する検疫所までの検体を搬送することが非効率な位置に所在する検疫所（支所及び出張所）においては、採取した検体について、最寄りの地方衛生研究所に依頼すること等により検査を実施できる体制を整えること。PCR検査を地方衛生研究所に依頼する場合には、事前に当該都道府県と協議し、体制を整えておくこと。

検体は、「MERSコロナウイルスに係る検査マニュアル」（平成26年5月30日付け検疫所業務管理室事務連絡）に従い搬送すること。

また、診察において、要観察例と判断した場合には、報告様式（様式1）により直ちに検疫所業務管理室及び結核感染症課

感染症課へは、検疫所業務管理室を経由して報告）へ経過報告を行い、MERS 疑似症患者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。)第 12 条第 1 項の規定に基づき、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」(平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号)において定める別記様式 2-5 を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。以下同じ。)に届け出ること。併せて、報告様式(様式 2)により当該都道府県知事に報告を行うとともに、当該都道府県知事によって当該者の入院措置が行われるよう必要な協力を行うこと。

なお、国立感染症研究所において、PCR 検査により MERS ウイルス遺伝子が検出された場合又は分離・同定により MERS コロナウイルスが検出された場合には、MERS 患者(確定例)として、検疫法第 26 条の 3 の規定に基づき、当該者の居住地(居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地)を管轄する都道府県知事に検疫法施行規則(昭和 26 年厚生省令第 53 号)第 9 条の 4 で定める事項を通知すること。

MERS 疑似症患者と判断して検疫所で検査を行い、MERS コロナウイルス遺伝子が検出されなかった者についても、3 に定める健康監視を実施すること。また、当該者の居住地を管轄する都道府県知事に対し健康監視の実施について情報提供すること。

へ経過報告を行うこと。また、当該者の居住地を管轄する都道府県(保健所を設置する市又は特別区を含む。以下同じ。)へ検査及び健康監視の実施について情報提供すること。

検疫所における PCR 検査で、MERS コロナウイルス遺伝子が検出された場合には、確定診断のため、国立感染症研究所ウイルス第三部第四室に検査材料を送付するとともに、MERS 疑似症患者として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。)第 12 条第 1 項の規定に基づき、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」(平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号)において定める別記様式 6-1 を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。以下同じ。)に届け出ること。なお、届出の際には、国立感染症研究所に確定検査を依頼中である旨及び検体整理番号を別記様式 6-1 の 19 (その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項)の欄に記載すること。

国立感染症研究所において、PCR 検査により MERS ウイルス遺伝子が検出された場合又は分離・同定により MERS コロナウイルスが検出された場合には、MERS 患者(確定例)として、検疫法第 26 条の 3 の規定に基づき、当該者の居住地(居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地)を管轄する都道府県知事に検疫法施行規則(昭和 26 年厚生省令第 53 号)第 9 条の 4 で定める事項を通知すること。

要観察例と判断して検疫所で検査を行い、MERS コロナウイルス遺伝子が検出されなかった者についても、3 に定める健康監視を実施すること。また、当該者の居住地を管轄する都道府県へ情報提供を行うこと。

### 3. 健康監視

健康監視対象者について、検疫法第 18 条第 2 項の規定に基づく健康監視として、当該者の国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性別、国籍、職業、旅行の日程並びに当該者が検疫感染症の病原体に感染したことが疑われる場所について、調査票（様式 3）により報告を求め、健康監視対象者用指示書（様式 4）を手渡し、出国日（接触の可能性のある日が特定できる場合は当該日）から 336 時間（14 日）内において、1 日 2 回（朝・夕）の体温その他の健康状態について報告を求めるものとすること。

健康監視に付した者が発生した場合には、報告様式（様式 1）により直ちに検疫所業務管理室（結核感染症課へは、検疫所業務管理室を経由して報告）へ経過報告を行うとともに、報告様式（様式 2）により当該者の居住地を管轄する都道府県知事に対し健康監視の実施について情報提供すること。

健康監視対象者からの報告又は当該者への質問の結果、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、同法第 18 条第 3 項の規定に基づき、当該者に対し、MERS の予防上必要な事項を指示すること。また、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事に当該指示した事項その他の検疫法施行規則第 6 条の 3 で定める事項を通知書（様式 5）により通知すること。さらに、その後の当該者への対応について都道府県知事と連携を図ること。

なお、航空機の到着前にMERS 疑い患者が機内にいることが確認され、疑似症患者とした場合には、検疫官は機内において、疑似症患者と同一旅程の同行者（ツアー等で出国から帰国まで行動を共にする者をいう。）、疑似症患者に対応した乗員のうち検疫所長が疑似症患者の飛沫等を介し感染したおそれがあると判断した者については、健康監視の対象とすること。

### 3. 健康監視

健康監視対象者について、検疫法第 18 条第 2 項の規定に基づく健康監視として、当該者の国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性別、国籍、職業、旅行の日程並びに当該者が検疫感染症の病原体に感染したことが疑われる場所について、調査票（様式 2）により報告を求め、健康監視対象者用指示書（様式 3）を手渡し、336 時間を超えない範囲において、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は質問を行うこと。その際、基本的には、発症時等の自己申告を促すこととするが、検疫官においても健康状態を定期的に確認すること。

健康監視に付した者が発生した場合には、報告様式（様式 1）により直ちに検疫所業務管理室及び結核感染症課へ経過報告を行うとともに、当該者の居住地を管轄する都道府県に対し健康監視の実施について情報提供すること。

健康監視対象者からの報告又は当該者への質問の結果、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、同法第 18 条第 3 項の規定に基づき、当該者が医療機関において診察を受けるべき旨その他 MERS の予防上必要な事項を指示すること。また、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事に当該指示した事項その他の検疫法施行規則第 6 条の 3 で定める事項を通知書（様式 4）により通知すること。さらに、その後の当該者への対応について都道府県と連携を図ること。

なお、航空機の到着前に要観察例が機内にいることが確認された場合には、検疫官は機内において、要観察例と同一旅程の同行者（ツアー等で出国から帰国まで行動を共にする者をいう。）、要観察例の 2 m 以内の範囲等に搭乗着座していた乗客、要観察例と対応した乗員のうち検疫所長が要観察例の飛沫等を介し感染したおそれがあると判断した者については、当該者の氏

#### 4. 健康状態質問票及び健康管理カードの取扱い

結核感染症課が海外のMER S患者の発生状況に鑑み検疫所長宛て別途指示した場合は、MER S患者の発生国に滞在した入国者に対し、検疫法第12条の規定に基づき、別途定める健康状態質問票による質問を直ちに実施すること。その結果、異状のない者に対しては、同法第27条の2第1項の規定に基づき、健康管理カード（様式6）を配付し、その予防方法等について情報提供を行うこと。

#### 5. 仮検疫済証の交付

MER Sの流行国を発航し、又は寄航してから336時間以内に来航した船舶（MER Sの流行国に滞在した者を洋上で乗り移らせた船舶を含む。）及び航空機については、検疫の結果、MER S患者の国内への侵入のおそれがほとんどないと判断した場合には、検疫法第18条第1項の規定に基づき、336時間を超えない期間を定めて、仮検疫済証を交付すること。

#### 6. 検疫業務に対応する検疫官について

検疫官が検疫業務に従事した後は、手洗い（消毒用エタノール等による手指の消毒）等の徹底を図ること。

検疫官がMER S疑い患者と接触する場合には、当該患者にマスクを着用させるとともに、マスク及び手袋を着用し、また、検査材料を採取する場合には、N95マスク、手袋、防護衣及びゴーグル（フェイスガードでも可）を着用するよう指示すること。

また、MER S患者（確定例）又はMER S疑似症患者と接触歴があったことが確認された検疫官は、都道府県知事が実施

名並びに国内における居所及び連絡先について把握しておくこと。

#### 4. 健康状態質問票及び健康管理カードの取扱い

結核感染症課が海外のMER S患者の発生状況に鑑み検疫所長宛て別途指示した場合は、MER S患者の発生国に滞在した入国者に対し、検疫法第12条の規定に基づき、別途定める健康状態質問票による質問を直ちに実施すること。その結果、異状のない者に対しては、同法第27条の2第1項の規定に基づき、健康管理カード（様式5）を配付し、その予防方法等について情報提供を行うこと。

#### 5. 仮検疫済証の交付

MER S患者の発生国を発航し、又は寄航してから336時間以内に来航した船舶（MER S患者の発生国に滞在した者を洋上で乗り移らせた船舶を含む。）及び航空機については、検疫の結果、MER S患者の国内への侵入のおそれがほとんどないと判断した場合には、検疫法第18条第1項の規定に基づき、336時間を超えない期間を定めて、仮検疫済証を交付すること。

#### 6. 検疫業務に対応する検疫官について

検疫官が検疫業務に従事した後は、手洗い（消毒用エタノール等による手指の消毒）等の徹底を図ること。

検疫官が要観察例と接触する場合には、要観察例にマスクを着用させるとともに、マスク及び手袋を着用し、また、検査材料を採取する場合には、N95マスク、手袋、防護衣及びゴーグル（フェイスガードでも可）を着用するよう指示すること。

また、MER S患者（確定例）又はMER S疑似症患者と接触歴があったことが確認された検疫官は、都道府県知事が実施する感染症法第15条の規定に基づく積極的疫学調査の対象とな

する感染症法第15条の規定に基づく積極的疫学調査の対象となる場合があるので、当該調査に協力するよう指示すること。

#### 7. 情報の提供

外国に行こうとする者及び外国から来た者に対し、検疫法第27条の2第1項の規定に基づき、MERS患者の外国における発生状況及びその予防の方法について、各検疫所のホームページへの掲載並びに各空港や港湾の検疫窓口・ブース及び出国ロビーにおけるポスターの掲示及びリーフレット（別紙1）の設置等により積極的に情報提供するよう努め、注意喚起すること。

### 第2 検疫対応

#### 1. 航空機の検疫

MERSの流行国から発航又は寄航して来航する航空機からの検疫法第6条の規定に基づく通報（以下「検疫前の通報」という。）により、有症者の発生報告を受けた場合には、当該航空機の到着前に、航空機の長に対しMERS疑い患者の有無について確認を求めること。その結果、MERS疑い患者の搭乗が把握できた場合には、航空会社を通じ、当該航空機内における感染防御対策の実施状況について把握するよう努めること。

また、検疫前の通報により、有症者の発生がないことが報告された場合においても、MERSの流行国に滞在した全乗客・乗員に対して、サーモグラフィーや放射体温計等を補助手段として用いること、積極的な自己申告（健康相談の利用）を呼びかけること等により、可能な限り有症者等を発見するよう努めること。

#### 2. 船舶の検疫

検疫を受けようとする船舶について、検疫前の通報と併せ、MERSに関し、追加通報項目（様式7）の提出を求めること。

る場合があるので、当該調査に協力するよう指示すること。

#### 7. 情報の提供

外国に行こうとする者及び外国から来た者に対し、検疫法第27条の2第1項の規定に基づき、MERS患者の外国における発生状況及びその予防の方法について、各検疫所のホームページへの掲載並びに各空港や港湾の検疫窓口・ブース及び出国ロビーにおけるポスターの掲示及びリーフレット（別紙1）の設置等により積極的に情報提供するよう努め、注意喚起すること。

### 第2 検疫対応

#### 1. 航空機の検疫

MERS患者の発生国から発航又は寄航して来航する航空機からの検疫法第6条の規定に基づく通報（以下「検疫前の通報」という。）により、有症者の発生報告を受けた場合には、当該航空機の到着前に、航空機の長に対し要観察例に該当する者の有無について確認を求めること。その結果、要観察例の搭乗が把握できた場合には、航空会社を通じ、当該航空機内における感染防御対策の実施状況について把握するよう努めること。

また、検疫前の通報により、有症者の発生がないことが報告された場合においても、MERS患者の発生国に滞在した全乗客・乗員に対して、サーモグラフィーや放射体温計等を補助手段として用いること、積極的な自己申告（健康相談の利用）を呼びかけること等により、可能な限り有症者等を発見するよう努めること。

#### 2. 船舶の検疫

検疫を受けようとする船舶について、検疫前の通報と併せ、MERSに関し、追加通報項目（様式6）の提出を求めること。

さらに、船医が乗船している客船については、これらに加えて船医申告書（様式8）及び診療記録簿（様式9）の提出を求めること。なお、船医申告書及び診療記録簿については、船医等から同様の医療情報等が入手できる場合は、提出を省略することができること。このほか、発熱等を呈している者の有無や入港までの期間に応じ、船舶の検疫は次のとおり対応すること。

（1）MERSの流行国を発航し、発航から14日以内に来航するに当たり、検疫前の通報により発熱及び急性呼吸器症状を呈している乗客等の乗船が確認された場合

当該船舶の到着前に、船舶の長に対しMERS疑い患者に該当する者の有無について確認を求めること。その結果、MERS疑い患者の乗船が把握できた場合には、検疫港において臨船検疫又は着岸検疫を実施すること。

なお、MERSの流行国に滞在した全乗客・乗員に対して、サーモグラフィーや放射体温計等を補助手段として用いること、積極的な自己申告（健康相談の利用）を呼びかけること等により、可能な限り有症者等を発見するよう努めること。

検疫所長は、検疫法第8条第3項の規定に基づき、船舶代理店等を通じ当該船舶に対し臨船検疫又は着岸検疫を実施する旨を指示するとともに、適切な予防対策が講じられているか確認すること。また、必要に応じ、健康相談等を行う場所の確保などを、船舶代理店等を通じ当該船舶に指示すること。

（2）MERSの流行国を発航し、発航から14日以内に来航するに当たり、検疫前の通報により、発熱及び急性呼吸器症状を呈している者は乗船していないことが報告された場合

客船（貨客船を含む。）については、検疫港において臨船検疫又は着岸検疫を実施し、船医等からの聴取、医療記録等から、MERS疑い患者の有無について確認すること。

なお、MERSの流行国に滞在した全乗客・乗員に対して、サーモグラフィーや放射体温計等を補助手段として用いるこ

さらに、船医が乗船している客船については、これらに加えて船医申告書（様式7）及び診療記録簿（様式8）の提出を求めること。なお、船医申告書及び診療記録簿については、船医等から同様の医療情報等が入手できる場合は、提出を省略することができること。このほか、発熱等を呈している者の有無や入港までの期間に応じ、船舶の検疫は次のとおり対応すること。

（1）MERS患者の発生国を発航し、発航から14日以内に来航するに当たり、検疫前の通報により発熱及び急性呼吸器症状を呈している乗客等の乗船が確認された場合

当該船舶の到着前に、船舶の長に対し要観察例の定義に該当する者の有無について確認を求めること。その結果、要観察例の乗船が把握できた場合には、検疫港において臨船検疫又は着岸検疫を実施すること。

また、MERS患者の発生国に滞在した全乗客・乗員に対して、サーモグラフィーや放射体温計等を補助手段として用いること、積極的な自己申告（健康相談の利用）を呼びかけること等により、可能な限り有症者等を発見するよう努めること。

検疫所長は、検疫法第8条第3項の規定に基づき、船舶代理店等を通じ当該船舶に対し臨船検疫又は着岸検疫を実施する旨を指示するとともに、適切な予防対策が講じられているか確認すること。また、必要に応じ、健康相談等を行う場所の確保などを、船舶代理店等を通じ当該船舶に指示すること。

（2）MERS患者の発生国を発航し、発航から14日以内に来航するに当たり、検疫前の通報により、発熱及び急性呼吸器症状を呈している者は乗船していないことが報告された場合

客船（貨客船を含む。）については、検疫港において臨船検疫又は着岸検疫を実施し、船医等からの聴取、医療記録等から、要観察例の有無について確認すること。

と、積極的な自己申告（健康相談の利用）を呼びかけること等により、可能な限り有症者等を発見するよう努めること。

貨物船については、MERSの侵入防止に万全を期すために、船舶代理店等を通じ、船舶の長に対しMERS疑い患者に該当する者の有無について改めて確認を求め、MERS疑い患者に該当する者が乗船していない旨確認がとれた場合において、無線検疫により対応すること。

(3) MERSの流行国を発航してから14日を過ぎた後に来航する場合

客船（貨客船を含む。）については、検疫前の通報により有症者の発生の有無の確認を行うとともに、MERSの流行国を発航後、MERS疑い患者に該当する者が乗船していない旨確認がとれた場合において、無線検疫により対応すること。

貨物船については、通常どおりの通報により対応すること。

### 3. 関係機関等との連携

検疫所長は、検疫の実施に際し、MERSの国内における感染拡大を防止するため、関係行政機関や都道府県との間で各々情報の共有及び連携強化を図りつつ、対応に当たること。

また、危機管理事象発生時に備え、空港及び港湾における検疫業務に係る事業所等の緊急連絡先等をあらかじめ把握するよう努めること。

様式1：報告様式（検疫所業務管理室、結核感染症課宛）  
(中東呼吸器症候群（MERS）について)

様式2：報告様式（都道府県等宛）  
(中東呼吸器症候群（MERS）について)

様式3：調査票

貨物船については、MERSの侵入防止に万全を期すために、船舶代理店等を通じ、船舶の長に対し要観察例に該当する者の有無について改めて確認を求め、要観察例が乗船していない旨確認がとれた場合において、無線検疫により対応すること。

(3) MERS患者の発生国を発航してから14日を過ぎた後に来航する場合

客船（貨客船を含む。）については、検疫前の通報により有症者の発生の有無の確認を行うとともに、MERS患者の発生国を発航後、要観察例が乗船していない旨確認がとれた場合において、無線検疫により対応すること。

貨物船については、通常どおりの通報により対応すること。

### 3. 関係機関等との連携

検疫所長は、検疫の実施に際し、MERSの国内における感染拡大を防止するため、関係行政機関や都道府県との間で各々情報の共有及び連携強化を図りつつ、対応に当たること。

また、危機管理事象発生時に備え、空港及び港湾における検疫業務に係る事業所等の緊急連絡先等をあらかじめ把握するよう努めること。

様式1：報告様式  
(中東呼吸器症候群（MERS）について)

様式2：調査票

様式 4 : 健康監視対象者用指示書

様式 5 : 通知書

様式 6 : 健康管理カード  
(中東諸国で中東呼吸器症候群 (MERS) が発生しています)

様式 7 : 追加通報項目  
(MERS 追加通報項目)

様式 8 : 船医申告書

様式 9 : 診療記録簿

別紙 1 : リーフレット  
(中東呼吸器症候群 (MERS))

別紙 2 : フローチャート  
(MERS に関する検疫対応フロー)

様式 3 : 健康監視対象者用指示書  
(MERS 患者の発生国から帰国・入国された方へ)

様式 4 : 通知書

様式 5 : 健康管理カード  
(中東諸国で中東呼吸器症候群 (MERS) が発生しています)

様式 6 : 追加通報項目  
(MERS 追加通報項目)

様式 7 : 船医申告書

様式 8 : 診療記録簿

別紙 1 : リーフレット  
(中東呼吸器症候群 (MERS))

別紙 2 : フローチャート  
(MERS に関する検疫対応フロー)

様式1：報告様式（検疫所業務管理室、結核感染症課宛）  
（中東呼吸器症候群（MERS）について）

様式1 (報告様式)  
平成〇〇年〇月〇〇日

{ 検疫所業務管理室 } 御中  
{ 結核感染症課 }

〇〇〇検疫所

中東呼吸器症候群（MERS）について

標記について、下記のとおり中東呼吸器症候群（MERS）の（疑似症患者・健康監視対象者）に関する情報を報告します。

記

<疑似症患者・健康監視対象者について>  
〇〇市（区・町）在住（外国人渡航者等の場合は宿泊ホテル名及び国内の行程を記載）  
→都道府県等への連絡状況（都道府県等の担当者氏名、連絡時間等）  
国籍：（外国人渡航者等の場合は、使用言語を併せて記載）  
性別：〇性  
年齢：〇歳  
住所：  
職業：  
搭乗者区分：（外務省ルート、サーモグラフィ、検疫官による呼びかけ、自己申告（機内アナウンス、ポスター、渡航前の事前情報）、その他（自由記載））  
基礎疾患：  
国内の移動方法：公共交通機関を使用（具体的に）

<旅行ツアー>  
内容：（ヒトコブラクダに乗るプラン等が組まれていたか。）  
旅行会社名：（ヒトコブラクダに乗るプラン等が組まれていた場合に記載。）  
旅行会社の連絡先：（旅行会社が国内の会社の場合に限る。）

<同行者の有無>

<渡航先等>  
H〇. 〇. 〇～〇. 〇 サウジアラビア  
H〇. 〇. 〇～〇. 〇 カタール  
H〇. 〇. 〇～

<MERSが疑われる患者又はヒトコブラクダとの接触内容>  
日時：〇. 〇 〇  
場所：  
内容：（医療機関の受診、訪問歴。MERS確定患者との接触、ヒトコブラクダとの濃厚接触（例：ヒトコブラクダに乗った、未殺菌乳の喫食、加熱が不十分な肉の喫食等）

<健康監視期間>

様式1：報告様式  
（中東呼吸器症候群（MERS）について）

様式1 (報告様式)  
平成26年〇〇月〇〇日

検疫所業務管理室 御中 〇〇〇検疫所

中東呼吸器症候群（MERS）について

標記について、下記のとおり中東呼吸器症候群（MERS）の（要観察例・健康監視対象者）に関する情報を報告します。

記

<要観察例・健康監視対象者について>  
〇〇市（区・町）在住（外国人渡航者等の場合は宿泊ホテル名及び国内の行程を記載）  
→都道府県等への連絡状況（都道府県等の担当者氏名、連絡時間等）  
国籍：（外国人渡航者等の場合は、使用言語を併せて記載）  
性別：〇性  
年齢：〇歳  
職業：  
基礎疾患：  
国内の移動方法：公共交通機関を使用（具体的に）

<同行者の有無>

<渡航先等>  
H26〇. 〇. 〇～〇. 〇 サウジアラビア  
H26〇. 〇. 〇～〇. 〇 カタール  
H26. 〇. 〇～  
〇

<症状の経過等（分かる限りで）>  
H26〇. 〇. 〇～（症状・発症日）  
H26〇. 〇. 〇～（症状・発症日）  
現在の症状（分かる限り細かく）：

<健康相談記録内容>  
（問診内容、要観察例又は健康監視対象者への伝達事項）

<検査実施の有無>  
有 検査開始時間 〇〇：〇〇 検査結果判明予定時間 〇〇：〇〇  
→（検査判定日時及び検査結果を記載）  
無

<航空機の情報>

平成〇年〇月〇日まで

<症状の経過等(分かる限りで)>

H〇.〇.〇～(症状・発症日)

H〇.〇.〇～(症状・発症日)

現在の症状(分かる限り細かく):

<健康相談記録内容>

(問診内容、疑似症患者又は健康監視対象者への伝達事項)

<検査実施の有無>(他に疑われる感染症等の検査結果を含む)

有 検査開始時間 〇〇:〇〇 検査結果判明予定時間 〇〇:〇〇

→(検査判定日時及び検査結果を記載)

無

<航空機の情報>

便名

発航地

到着日及び時間

検査開始時間

乗員・乗客 〇名・〇〇名

座席番号

機内アナウンスの有無

便名

発航地

到着日及び時間

検査開始時間

乗員・乗客 〇名・〇〇名

様式2：報告様式（都道府県等宛）  
（中東呼吸器症候群（MERS）について）

様式2

（報告様式）  
平成〇〇年〇月〇〇日

都道府県等 御中

〇〇〇検査所

中東呼吸器症候群（MERS）について

標記について、下記のとおり中東呼吸器症候群（MERS）の（疑似症患者・健康監視対象者）に関する情報を報告します。

記

<疑似症患者・健康監視対象者について>

〇〇市（区・町）在住（外国人渡航者等の場合は宿泊ホテル名及び国内の行程を記載）

→都道府県等への連絡状況（都道府県等の担当者氏名、連絡時間等）

国籍：（外国人渡航者等の場合は、使用言語を併せて記載）

性別：〇性

年齢：〇歳

住所：

職業：

搭乗者区分：（外務省ルート、サーモグラフィ、検査官による呼びかけ、自己申告（機内アナウンス、ポスター、渡航前の事前情報）、その他（自由記載））

基礎疾患：

国内の移動方法：公共交通機関を使用（具体的に）

<旅行ツアー>

内容：（ヒトコブラクダに乗るプラン等が組まれていたか。）

旅行会社名：（ヒトコブラクダに乗るプラン等が組まれていた場合に記載。）

旅行会社の連絡先：（旅行会社が国内の会社の場合に限る。）

<同行者の有無>

<渡航先等>

H〇. 〇. 〇～〇. 〇 サウジアラビア

H〇. 〇. 〇～〇. 〇 カタール

H〇. 〇. 〇～

<MERSが疑われる患者又はヒトコブラクダとの接触内容>

日時：〇. 〇 〇

場所：

内容：（医療機関の受診、訪問歴、MERS確定患者との接触、ヒトコブラクダとの濃厚接触（例：ヒトコブラクダに乗った、未殺菌乳の喫食、加熱が不十分な肉の喫食等）

<健康監視期間>

平成〇年〇月〇日まで

<症状の経過等(分かる限りで)>

H〇. 〇. 〇～(症状・発症日)

H〇. 〇. 〇～(症状・発症日)

現在の症状(分かる限り細かく):

<健康相談記録内容>

(問診内容、疑似症患者又は健康監視対象者への伝達事項)

<検査実施の有無>(他に疑われる感染症等の検査結果を含む)

有 検査開始時間 〇〇:〇〇 検査結果判明予定時間 〇〇:〇〇  
→(検査判定日時及び検査結果を記載)

無

<航空機の情報>

便名

発航地

到着日及び時間

検査開始時間

乗員・乗客 〇名・〇〇名

座席番号

機内アナウンスの有無

様式3：調査票

様式3

### 調査票

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第114号第15条の積極的疫学調査及び検疫法第18条第2項に規定する健康監視に使用します。正確に太枠内を記入してください。

ふりがな氏名：	年齢：	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	職業：	国籍：	
MERSが疑われる患者、又は、ヒトコブラクダと濃厚に接触した可能性があります。 <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい→詳細を以下に記入してください。 国・地域名： 接触の状況を具体的に：					
住所	日本国内における住所・滞在先（滞在の場合は下欄に本日から 日間の連絡先を記入してください。）				
	都道府県	市区町村	電話：	携帯電話：	
本日から	滞在期間	宿泊先又は連絡先			
	月 日～ 月 日	宿泊先：			
		所在地：	都道府県	市区町村	電話：
日間の宿泊先・出国予定	月 日～ 月 日	宿泊先：			
		所在地：	都道府県	市区町村	電話：
	月 日～ 月 日	宿泊先：			
	所在地：	都道府県	市区町村	電話：	
日本出国予定日：	年 月 日	出国空港：	空港	便名：	
旅行代理店	今回の旅行は旅行代理店等が企画又は仲介していますか。 <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい→詳細を以下に記入してください。 旅行代理店名・支店名等 日本における電話：				
	ツアー名：				

この調査票の内容は検疫及び国内の感染症対策の目的以外には使用しません。  
 なお、検疫法第36条第7号の規定により、質問に回答しなかった場合又は虚偽の申告をした場合は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

**検疫所記入欄**

検疫時の体温	℃	解熱剤使用	無・有	薬剤名	・	時間前使用
主な症状	<input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> その他の呼吸器症状 <input type="checkbox"/> 全身倦怠 <input type="checkbox"/> その他（					
その他特記事項						
検疫年月日：	年 月 日	便・船名：				
検疫所名：	担当者名：	調査票番号：				

様式2：調査票

様式2

### 調査票

検疫法第18条第2項に規定する追跡調査に使用します。正確に太枠内を記入してください。

ふりがな氏名：	年齢：	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	職業：	国籍：	
MERS患者、又は、ラクダと濃厚に接触した可能性があります。 <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい→詳細を以下に記入してください。 国・地域名： 接触の状況を具体的に：					
住所	日本国内における住所・滞在先（滞在の場合は下欄に本日から 日間の連絡先を記入してください。）				
	都道府県	市区町村	電話：	携帯電話：	
本日から	滞在期間	宿泊先又は連絡先			
	月 日～ 月 日	宿泊先：			
		所在地：	都道府県	市区町村	電話：
日間の宿泊先・出国予定	月 日～ 月 日	宿泊先：			
		所在地：	都道府県	市区町村	電話：
	月 日～ 月 日	宿泊先：			
	所在地：	都道府県	市区町村	電話：	
日本出国予定日：	年 月 日	出国空港：	空港	便名：	
旅行代理店	今回の旅行は旅行代理店等が企画又は仲介していますか。 <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい→詳細を以下に記入してください。 旅行代理店名・支店名等 日本における電話：				
	ツアー名：				

この調査票の内容は検疫の目的以外には使用しません。  
 なお、検疫法第36条第7号の規定により、質問に回答しなかった場合又は虚偽の申告をした場合は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

**検疫所記入欄**

検疫時の体温	℃	解熱剤使用	無・有	薬剤名	・	時間前使用
主な症状	<input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> その他の呼吸器症状 <input type="checkbox"/> 全身倦怠 <input type="checkbox"/> その他（					
その他特記事項						
検疫年月日：	年 月 日	便・船名：				
検疫所名：	担当者名：	調査票番号：				

## 様式4：健康監視対象者用指示書

様式4 (健康監視対象者用指示書)

健康監視対象者用指示書

あなたは、検疫法第18条第2項に規定する健康監視の対象となります。本日から平成 年 月 日までの間、次の項目を守ってください。

(1) マスクを着用し、できるだけ人ごみを避けるようにしてください。

(2) 毎日2回(朝、夕)体温を測り、下記の連絡先に連絡してください。

(3) 体温が38度以上になったり、激しい咳が出たり、呼吸が苦しになったら、ただちに下記の検疫所に連絡するとともに、検疫所からの連絡を受けた保健所の指示があるまでは、他者への感染のおそれがありますので、絶対に直接医療機関に行かないでください。

(4) 検疫所からもあなたの体調について、確認の電話をする場合がありますので正確にご報告ください。

記

連絡先： 厚生労働省 検疫所 電話：

調査票番号： \_\_\_\_\_

※検疫所からもあなたの体調について定期的に確認の電話をします。

注) 検疫法第18条第2項に規定する健康状態の報告要請です。正確に報告してください。なお、報告しなかった方又は虚偽の報告をした方は、検疫法第36条第7号の規定により6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

## 様式3：健康監視対象者用指示書 (MERS患者の発生国から帰国・入国された方へ)

様式3 (健康監視対象者用指示書)

MERS患者の発生国から帰国・入国された方へ

あなたは、MERS患者の発生国から帰国・入国されました。

あなたが、MERSに感染していた場合に備え、本日(平成〇年〇月〇日)から14日間は、次の項目を守ってください。

(1) マスクを着用し、できるだけ人ごみを避けるようにしてください。

(2) 毎日2回(朝、夕)体温を測ってください。

(3) 体温が38度以上になったり、激しい咳が出たり、呼吸が苦しになったら、直ちに下記に連絡し、あなたの名前、下記に示した調査票番号を伝えて指示に従ってください。

記

連絡先： 厚生労働省 検疫所 電話：

調査票番号： \_\_\_\_\_

※検疫所からもあなたの体調について定期的に確認の電話をします。

なお、本日、検疫所でMERSの検査を受けられた方には、検疫所から電話で御連絡いたします。

注) 検疫法第18条第2項に規定する健康状態の報告要請です。正確に報告してください。なお、報告しなかった方又は虚偽の報告をした方は、検疫法第36条第7号の規定により6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

様式5：通知書

様式5

通 知 書

平成 年 月 日

(都道府県知事、保健所設置市市長、特別区区长)

\_\_\_\_\_ 殿

\_\_\_\_\_ 検査所長

下記の MERS の健康監視対象者について、検査法第18条第2項の規定に基づく帰国後の健康状態の報告を求めていたところ、健康状態に異状を生じたことを確認したので、同法第18条第3項の規定に基づき次のとおり通知します。

記

フリガナ			
氏名：	年齢： <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	国籍：	

当該者の国内における居所、連絡先、渡航先、検査時の状況等については、別添の調査票（又は健康状態質問票）を参照してください。

入 国 後 の 状 況	当該者に指示した事項、感染症のまん延防止・医療に必要な事項等
	確定のための検査 国立感染症研究所へ・依頼中 ・結果（ ） 検体番号：
	入国後 年 月 日 の健康状況 体温 ℃
	その他特記事項
参 考	当該者の濃厚接触者 無・有

当該者の調査票番号：

様式4：通知書

様式4

通 知 書

平成 年 月 日

(都道府県知事、保健所設置市市長、特別区区长)

\_\_\_\_\_ 殿

\_\_\_\_\_ 検査所長

下記の MERS の健康監視対象者について、検査法第18条第2項の規定に基づく帰国後の健康状態の報告を求めていたところ、健康状態に異状を生じたことを確認したので、同法第18条第3項の規定に基づき次のとおり通知します。

記

フリガナ			
氏名：	年齢： <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	国籍：	

当該者の国内における居所、連絡先、渡航先、検査時の状況等については、別添の調査票（又は健康状態質問票）を参照してください。

入 国 後 の 状 況	当該者に指示した事項、感染症のまん延防止・医療に必要な事項等
	確定のための検査 国立感染症研究所へ・依頼中 ・結果（ ） 検体番号：
	入国後 年 月 日 の健康状況 体温 ℃
	その他特記事項
参 考	当該者の濃厚接触者 無・有

当該者の調査票番号：

	<親会先> 担当者名： 電話番号： FAX番号： メールアドレス：
--	---

様式6：健康管理カード

(中東諸国で中東呼吸器症候群 (MERS) が発生しています)

様式6 (健康管理カード)

中東諸国で中東呼吸器症候群 (MERS) が発生しています

※ 主な流行国：アラブ首長国連邦、イエメン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、ヨルダン

☆ MERSは、新しい種類のコロナウイルスによる感染症です。感染すると高熱や咳、息切れといったインフルエンザのような症状が出ます。特別な治療法はなく患者の症状に合わせて治療を行うことになります。

☆ MERSの流行国に滞在していた方は、本日から14日間、健康状態に留意し、以下のように行動してください。

○ マスクの着用

MERSは、現時点では持続的なヒトからヒトへの感染は確認されていませんが、咳などの症状がある場合には、マスクを着用してください。

○ 健康状態の確認

毎日の体温測定による発熱の有無

激しい咳や呼吸が苦しくなるなどの呼吸器症状の有無

○ 体調が悪くなったときの対応

発熱や咳など急性呼吸器症状がみられた場合には、事前に保健所に連絡の上、中東諸国に滞在していたことを告げて保健所の指示に従ってください。

医療機関を受診する際はこの紙を医療機関に示してください。

厚生労働省 ○○検査所  
TEL：○○-○○○-○○○○

様式5：健康管理カード

(中東諸国で中東呼吸器症候群 (MERS) が発生しています)

様式5 (健康管理カード)

中東諸国で中東呼吸器症候群 (MERS) が発生しています

※ 主な発生国：アラブ首長国連邦、イエメン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、ヨルダン

☆ MERSは、新しい種類のコロナウイルスによる感染症です。感染すると高熱や咳、息切れといったインフルエンザのような症状が出ます。特別な治療法はなく患者の症状に合わせて治療を行うことになります。

☆ MERSの発生国に滞在していた方は、本日から14日間、健康状態に留意し、以下のように行動してください。

○ マスクの着用

MERSは、現時点では持続的なヒトからヒトへの感染は確認されていませんが、咳などの症状がある場合には、マスクを着用してください。

○ 健康状態の確認

毎日の体温測定による発熱の有無

激しい咳や呼吸が苦しくなるなどの呼吸器症状の有無

○ 体調が悪くなったときの対応

発熱や咳など急性呼吸器症状がみられ、最寄りの医療機関を受診する際には、事前に医療機関に連絡の上、中東諸国に滞在していたことを告げてください。

医療機関を受診する際はこの紙を医療機関に示してください。

厚生労働省 ○○検査所  
TEL：○○-○○○-○○○○

様式 7 : 追加通報項目 (MERS 追加通報項目)

様式 7 (追加通報項目)

MERS 追加通報項目  
Questionnaire on MERS

船舶の名称  
Name of ship \_\_\_\_\_  
船長の氏名  
Name of master \_\_\_\_\_  
発航地  
Last port \_\_\_\_\_

乗員及び乗客の健康状態について、以下の 6 つの質問にお答えください。  
Please answer following six questions regarding health condition of crews and passengers on board.

① 38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状を呈している者の有無  
Is there any person suffering from flu-like symptoms such as fever over 38℃/100°F and acute respiratory symptoms?  
 あり yes  なし no

② 原因不明の肺炎や呼吸困難を呈している者の有無  
Is there any person suffering from pneumonia and/or dyspnea caused by unknown disease?  
 あり yes  なし no

③ 原因不明の死亡者の有無  
Is there any dead person caused by unknown disease?  
 あり yes  なし no

④ 14日以内に医療機関を訪問した者の有無  
Is there any person who visited a hospital within 14 days?  
 あり yes  なし no

⑤ 14日以内にヒトコブラクダとの接触歴を有する者  
Is there any person who had contact with a camel within 14 days?  
 あり yes  なし no

⑥ 14日以内にMERS患者（疑い例も含む。）との接触歴を有する者  
Is there any person who had contact with a patient or a suspicious case of MERS within 14 days?  
 あり yes  なし no

年 月 日 Date (Month Date, Year) \_\_\_\_\_  
代理店の名称 Agent \_\_\_\_\_  
担当者 Contact address \_\_\_\_\_

検 疫 所 QUARANTINE STATION

様式 6 : 追加通報項目 (MERS 追加通報項目)

様式 6 (追加通報項目)

MERS 追加通報項目  
Questionnaire on MERS

船舶の名称  
Name of ship \_\_\_\_\_  
船長の氏名  
Name of master \_\_\_\_\_  
発航地  
Last port \_\_\_\_\_

乗員及び乗客の健康状態について、以下の 6 つの質問にお答えください。  
Please answer following six questions regarding health condition of crews and passengers on board.

① 38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状を呈している者の有無  
Is there any person suffering from flu-like symptoms such as fever over 38℃/100°F and acute respiratory symptoms?  
 あり yes  なし no

② 原因不明の肺炎や呼吸困難を呈している者の有無  
Is there any person suffering from pneumonia and/or dyspnea caused by unknown disease?  
 あり yes  なし no

③ 原因不明の死亡者の有無  
Is there any dead person caused by unknown disease?  
 あり yes  なし no

④ 14日以内に医療機関を訪問した者の有無  
Is there any person who visited a hospital within 14 days?  
 あり yes  なし no

⑤ ラクダとの接触歴を有する者  
Is there any person who had contact with a camel within 14 days?  
 あり yes  なし no

⑥ 14日以内にMERS患者（疑い例も含む。）との接触歴を有する者  
Is there any person who had contact with a patient or a suspicious case of MERS within 14 days?  
 あり yes  なし no

年 月 日 Date (Month Date, Year) \_\_\_\_\_  
代理店の名称 Agent \_\_\_\_\_  
担当者 Contact address \_\_\_\_\_

検 疫 所 QUARANTINE STATION

様式 8 : 船医申告書

様式 8	(船医申告書)
<p>船医申告書 Declaration by Ship' s Doctor</p>	
<p>1. ○月○日以降に診察を受けた患者数。 Number of patients who have been examined since</p>	
<p>2. ○月○日以降、発熱を伴う患者数。 Number of patients with fever (≥38°C/100°F) on and after</p>	
<p>3. 発熱を伴う患者の詳細内容を記載した文書を添付すること。 (氏名、性別、年齢、発症月日、症状、診断名、治療、転帰などを含むもの。) Please attach "Record of Examinations" for patients with fever. (including name or initial, sex, age, onset of illness, diagnosis, treatment and outcome)</p>	
<p>私は、この申告書（添付文書を含む）に記載した回答が、真実で正確なものである ことをここに宣言する。</p> <p>I hereby declare that the statements in this "Declaration by Ship' s Doctor" (including the attached "Record of Examinations" ) are complete and true to the best of my belief.</p>	
<p>日付 Date _____</p> <p>船医の署名 Signature of Ship' s Doctor _____</p>	

様式 7 : 船医申告書

様式 7	(船医申告書)
<p>船医申告書 Declaration by Ship' s Doctor</p>	
<p>1. ○月○日以降に診察を受けた患者数。 Number of patients who have been examined since</p>	
<p>2. ○月○日以降、発熱を伴う患者数。 Number of patients with fever (≥38°C) on and after</p>	
<p>3. 発熱を伴う患者の詳細内容を記載した文書を添付すること。 (氏名、性別、年齢、発症月日、症状、診断名、治療、転帰などを含むもの。) Please attach "Record of Examinations" for patients with fever. (including name or initial, sex, age, onset of illness, diagnosis, treatment and outcome)</p>	
<p>私は、この申告書（添付文書を含む）に記載した回答が、真実で正確なものである ことをここに宣言する。</p> <p>I hereby declare that the statements in this "Declaration by Ship' s Doctor" (including the attached "Record of Examinations" ) are complete and true to the best of my belief.</p>	
<p>日付 Date _____</p> <p>船医の署名 Signature of Ship' s Doctor _____</p>	



別紙1：リーフレット  
(中東呼吸器症候群 (MERS))

(別添1)

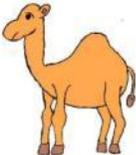
## 中東呼吸器症候群(MERS)

**【症状】**  
感染してから2～14日後に、呼吸器症状(発熱、咳、息切れや呼吸困難など)を引き起こします。感染しても症状が出ない場合もあります。

**【治療】**  
特別な治療方法やワクチンはありません。

**【予防対策】**

- 一般的な衛生対策として手洗いをを行う。
- 咳やくしゃみなどの症状を示している人との接触はできる限り避ける。
- ラクダなど、動物との不要な接触を避ける。




**【入国時に検疫所で】**  
発熱や咳などの呼吸器症状がある方や、MERSが疑われる患者又はラクダと接触した可能性がある方は、必ず、検疫官にお申し出ください。

**【入国後症状が出たら】**  
入国後14日以内に、発熱や咳などの呼吸器症状がみられた方は、速やかに電話にて最寄りの保健所にご連絡ください。

**【発生が報告されている中東諸国】**

国立感染症研究所ホームページ  
<http://www.nih.go.jp/niid/ja/>

検疫所ホームページ FORTH  
<http://www.forth.go.jp>

FORTH

---

厚生労働省 ○○検疫所

別紙1：リーフレット  
(中東呼吸器症候群 (MERS))

(リーフレット:別紙1)

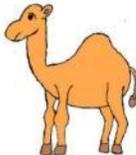
## 中東呼吸器症候群(MERS) マース

**【症状】**  
感染してから2～14日後に、呼吸器症状(発熱、せき、息切れや呼吸困難など)を引き起こします。感染しても症状が出ない場合もあります。

**【治療】**  
特別な治療方法やワクチンはありません。

**【予防対策】**

- 一般的な衛生対策として手洗いをを行う。
- 咳やくしゃみなどの症状を示している人との接触はできる限り避け、マスクを着用する。
- ラクダなど、動物との不要な接触を避ける。




**【帰国時に...】**  
発生地域から到着された方で、発熱や咳などの呼吸器症状がある方は、入国時に検疫所の健康相談室へお立ち寄り下さい。

**【症状が出たら】**  
帰国後14日以内に、発熱や咳などの呼吸器症状がみられた場合、感染を広げないためにマスクを着用して、最寄りの医療機関に事前に連絡を入れた上で受診して下さい。

**【発生が報告されている中東諸国】**

国立感染症研究所ホームページ  
<http://www.nih.go.jp/niid/ja/>

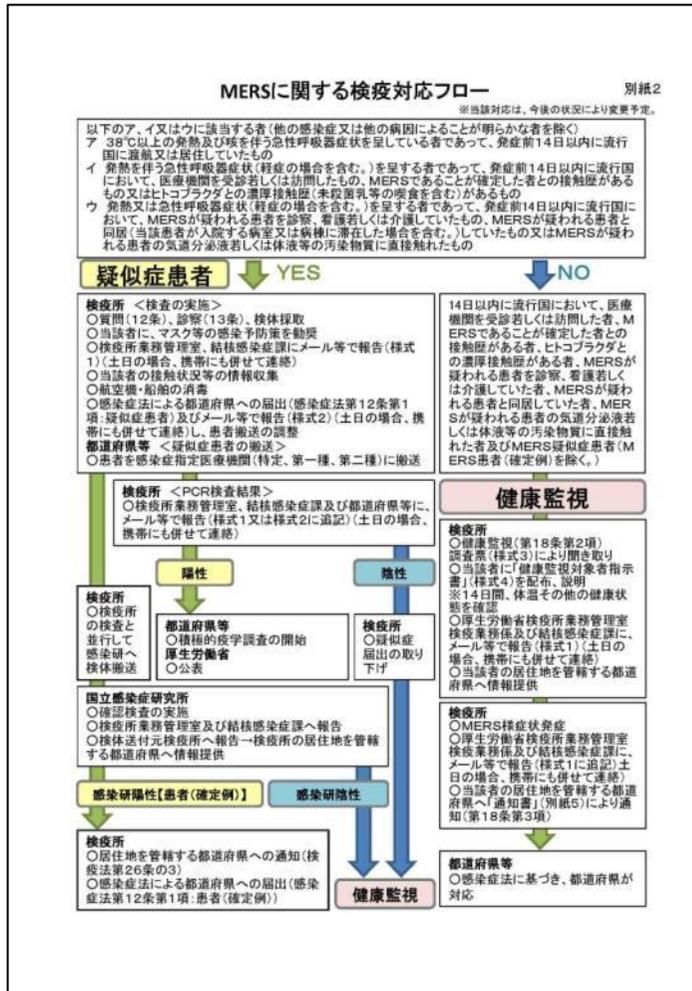
検疫所ホームページ FORTH  
<http://www.forth.go.jp>

FORTH

---

厚生労働省 ○○検疫所

別紙2：フローチャート  
(MERSに関する検疫対応フロー)



別紙2：フローチャート  
(MERSに関する検疫対応フロー)



(参考：改正後全文)  
健感発 0724 第 2 号  
平成 26 年 7 月 24 日

健感発 0918 第 7 号  
一部改正 平成 27 年 9 月 18 日

各 検 疫 所 長 殿

健康局結核感染症課長  
(公印省略)

### 中東呼吸器症候群における検疫対応について

中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。以下単に「MERS」という。）については、「検疫法施行令の一部を改正する政令」（平成 26 年政令第 258 号）及び「検疫法施行規則の一部を改正する省令」（平成 26 年省令第 82 号）が、平成 26 年 7 月 16 日に公布され、同月 26 日から施行されることに伴い、下記のとおり対応に遺漏なきを期されたい。

#### 記

#### 第 1 基本的事項

##### 1. 定義

##### (1) MERS 疑似症患者

検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）第 12 条の規定に基づく質問及び同法第 13 条の規定に基づく診察により、以下のア、イ又はウに該当する者を MERS 疑似症患者（他の感染症又は他の病因によることが明らかな者を除く）とすること。

ア 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈している者であって、発症前 14 日以内に流行国に渡航又は居住していたもの

イ 発熱を伴う急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前 14 日以内に流行国において、医療機関を受診若しくは訪問したもの、MERS であることが確定した者との接触歴があるもの又はヒトコブラクダとの濃厚接触歴（未殺菌乳等の喫食を含む。以下同じ。）があるもの

ウ 発熱又は急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前 14 日以内に流行国において、MERS が疑われる患者を診察、看護若しくは介護

していたもの、MERSが疑われる患者と同居（当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。以下同じ。）していたもの又はMERSが疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触したもの

## （2）健康監視対象者

検疫法第12条の規定に基づく質問により14日以内にMERSの流行国において、医療機関を受診若しくは訪問した者、MERSであることが確定した者との接触歴がある者、ヒトコブラクダとの濃厚接触歴がある者、MERSが疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者、MERSが疑われる患者と同居していた者、MERSが疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触した者及びMERS疑似症患者（MERS患者（確定例）を除く。）を健康監視対象者とする。

## （3）MERS患者（確定例）

国立感染症研究所において、PCR検査によりMERSウイルス遺伝子が検出された者又は分離・同定によりMERSコロナウイルスが検出された者をMERS患者（確定例）とすること。

## 2. 質問及び診察

MERSの流行国に滞在後入国する者に対し、必要に応じ、検疫法第12条の規定に基づく質問及び同法第13条の規定に基づく診察を行うこと。質問及び診察においてMERS疑似症患者と判断した場合には、検体（咽頭拭い液又は喀痰）を採取し、PCR検査を実施すること。PCR検査は、検疫所で実施することが原則であること。ただし、検査機器の設備を有しておらず、かつ、検査を実施する検疫所までの検体を搬送することが非効率な位置に所在する検疫所（支所及び出張所）においては、採取した検体について、最寄りの地方衛生研究所に依頼すること等により検査を実施できる体制を整えること。PCR検査を地方衛生研究所に依頼する場合には、事前に当該都道府県と協議し、体制を整えておくこと。

検体は、「MERSコロナウイルスに係る検査マニュアル」（平成26年5月30日付け検疫所業務管理室事務連絡）に従い搬送すること。

なお、MERS疑似症患者と判断し、PCR検査を実施する場合、検疫所（地方衛生研究所の場合を含む。）の検査結果と並行して最も速やかに搬送できる手段により国立感染症研究所へ検体を搬送すること。ただし、接触歴などから感染の蓋然性が低いと考えられる患者の検体については、まずは検疫所（地方衛生研究所の場合を含む。）で検査を行うこととし、必ずしも国立感染症研究所でのPCR検査を並行して行う必要はないこと。

また、診察において、MERS疑似症患者と判断した場合には、報告様式（様式1）により直ちに検疫所業務管理室（結核感染症課へは、検疫所業務管理室を経由して報告）へ経過報告を行い、MERS疑似症患者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症

法」という。)第12条第1項の規定に基づき、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」(平成18年3月8日健感発第0308001号)において定める別記様式2-5を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。以下同じ。)に届け出ること。併せて、報告様式(様式2)により当該都道府県知事に報告を行うとともに、当該都道府県知事によって当該者の入院措置が行われるよう必要な協力を行うこと。

なお、国立感染症研究所において、PCR検査によりMER Sウイルス遺伝子が検出された場合又は分離・同定によりMER Sコロナウイルスが検出された場合には、MER S患者(確定例)として、検疫法第26条の3の規定に基づき、当該者の居住地(居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地)を管轄する都道府県知事に検疫法施行規則(昭和26年厚生省令第53号)第9条の4で定める事項を通知すること。

MER S疑似症患者と判断して検疫所で検査を行い、MER Sコロナウイルス遺伝子が検出されなかった者についても、3に定める健康監視を実施すること。また、当該者の居住地を管轄する都道府県知事に対し健康監視の実施について情報提供すること。

### 3. 健康監視

健康監視対象者について、検疫法第18条第2項の規定に基づく健康監視として、当該者の国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性別、国籍、職業、旅行の日程並びに当該者が検疫感染症の病原体に感染したことが疑われる場所について、調査票(様式3)により報告を求め、健康監視対象者用指示書(様式4)を手渡し、出国日(接触の可能性のある日が特定できる場合は当該日)から336時間(14日)内において、1日2回(朝・夕)の体温その他の健康状態について報告を求めものとする。

健康監視に付した者が発生した場合には、報告様式(様式1)により直ちに検疫所業務管理室(結核感染症課へは、検疫所業務管理室を経由して報告)へ経過報告を行うとともに、報告様式(様式2)により当該者の居住地を管轄する都道府県知事に対し健康監視の実施について情報提供すること。

健康監視対象者からの報告又は当該者への質問の結果、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、同法第18条第3項の規定に基づき、当該者に対し、MER Sの予防上必要な事項を指示すること。また、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事に当該指示した事項その他の検疫法施行規則第6条の3で定める事項を通知書(様式5)により通知すること。さらに、その後の当該者への対応について都道府県知事と連携を図ること。なお、航空機の到着前にMER S疑い患者が機内にいることが確認され、疑似症患者とした場合には、検疫官は機内において、疑似症患者と同一旅程の同行者(ツアー等で出国から帰国まで行動を共にする者をいう。)、疑似症患者に対応した乗員のうち検疫所長が疑似症患者の飛沫等を介し感染したおそれがあると判断した者については、健康監視の対象とすること。

#### 4. 健康状態質問票及び健康管理カードの取扱い

結核感染症課が海外のMERS患者の発生状況に鑑み検疫所長宛て別途指示した場合は、MERS患者の発生国に滞在した入国者に対し、検疫法第12条の規定に基づき、別途定める健康状態質問票による質問を直ちに実施すること。その結果、異状のない者に対しては、同法第27条の2第1項の規定に基づき、健康管理カード（様式6）を配付し、その予防方法等について情報提供を行うこと。

#### 5. 仮検疫済証の交付

MERSの流行国を発航し、又は寄航してから336時間以内に来航した船舶（MERSの流行国に滞在した者を洋上で乗り移らせた船舶を含む。）及び航空機については、検疫の結果、MERS患者の国内への侵入のおそれほとんどないと判断した場合には、検疫法第18条第1項の規定に基づき、336時間を超えない期間を定めて、仮検疫済証を交付すること。

#### 6. 検疫業務に対応する検疫官について

検疫官が検疫業務に従事した後は、手洗い（消毒用エタノール等による手指の消毒）等の徹底を図ること。

検疫官がMERS疑い患者と接触する場合には、当該患者にマスクを着用させるとともに、マスク及び手袋を着用し、また、検査材料を採取する場合には、N95マスク、手袋、防護衣及びゴーグル（フェイスガードでも可）を着用するよう指示すること。また、MERS患者（確定例）又はMERS疑似症患者と接触歴があったことが確認された検疫官は、都道府県知事が実施する感染症法第15条の規定に基づく積極的疫学調査の対象となる場合があるので、当該調査に協力するよう指示すること。

#### 7. 情報の提供

外国に行こうとする者及び外国から来た者に対し、検疫法第27条の2第1項の規定に基づき、MERS患者の外国における発生状況及びその予防の方法について、各検疫所のホームページへの掲載並びに各空港や港湾の検疫窓口・ブース及び出国ロビーにおけるポスターの掲示及びリーフレット（別紙1）の設置等により積極的に情報提供するよう努め、注意喚起すること。

## 第2 検疫対応

### 1. 航空機の検疫

MERSの流行国から発航又は寄航して来航する航空機からの検疫法第6条の規定に基づく通報（以下「検疫前の通報」という。）により、有症者の発生報告を受けた場合には、当該航空機の到着前に、航空機の長に対しMERS疑い患者の有無について確認を求めること。その結果、MERS疑い患者の搭乗が把握できた場合には、航空会社を通じ、当該航空機内における感染防御対策の実施状況について把握するよう努めること。

また、検疫前の通報により、有症者の発生がないことが報告された場合においても、MERSの流行国に滞在した全乗客・乗員に対して、サーモグラフィーや放射体温計等を補助手段として用いること、積極的な自己申告（健康相談の利用）を呼びかけること等により、可能な限り有症者等を発見するよう努めること。

### 2. 船舶の検疫

検疫を受けようとする船舶について、検疫前の通報と併せ、MERSに関し、追加通報項目（様式7）の提出を求めること。さらに、船医が乗船している客船については、これらに加えて船医申告書（様式8）及び診療記録簿（様式9）の提出を求めること。なお、船医申告書及び診療記録簿については、船医等から同様の医療情報等が入手できる場合は、提出を省略することができること。このほか、発熱等を呈している者の有無や入港までの期間に応じ、船舶の検疫は次のとおり対応すること。

(1) MERSの流行国を発航し、発航から14日以内に来航するに当たり、検疫前の通報により発熱及び急性呼吸器症状を呈している乗客等の乗船が確認された場合

当該船舶の到着前に、船舶の長に対しMERS疑い患者に該当する者の有無について確認を求めること。その結果、MERS疑い患者の乗船が把握できた場合には、検疫港において臨船検疫又は着岸検疫を実施すること。

なお、MERSの流行国に滞在した全乗客・乗員に対して、サーモグラフィーや放射体温計等を補助手段として用いること、積極的な自己申告（健康相談の利用）を呼びかけること等により、可能な限り有症者等を発見するよう努めること。

検疫所長は、検疫法第8条第3項の規定に基づき、船舶代理店等を通じ当該船舶に対し臨船検疫又は着岸検疫を実施する旨を指示するとともに、適切な予防対策が講じられているか確認すること。また、必要に応じ、健康相談等を行う場所の確保などを、船舶代理店等を通じ当該船舶に指示すること。

(2) MERSの流行国を発航し、発航から14日以内に来航するに当たり、検疫前の通報により、発熱及び急性呼吸器症状を呈している者は乗船していないことが報告された場合

客船（貨客船を含む。）については、検疫港において臨船検疫又は着岸検疫を実施し、船医等からの聴取、医療記録等から、MERS疑い患者の有無について確認すること。

なお、MERSの流行国に滞在した全乗客・乗員に対して、サーモグラフィーや放射体温計等を補助手段として用いること、積極的な自己申告（健康相談の利用）を呼びかけること等により、可能な限り有症者等を発見するよう努めること。

貨物船については、MERSの侵入防止に万全を期すために、船舶代理店等を通じ、船舶の長に対しMERS疑い患者に該当する者の有無について改めて確認を求め、MERS疑い患者に該当する者が乗船していない旨確認がとれた場合において、無線検疫により対応すること。

### (3) MERSの流行国を発航してから14日を過ぎた後に来航する場合

客船（貨客船を含む。）については、検疫前の通報により有症者の発生の有無の確認を行うとともに、MERSの流行国を発航後、MERS疑い患者に該当する者が乗船していない旨確認がとれた場合において、無線検疫により対応すること。

貨物船については、通常どおりの通報により対応すること。

## 3. 関係機関等との連携

検疫所長は、検疫の実施に際し、MERSの国内における感染拡大を防止するため、関係行政機関や都道府県との間で各々情報の共有及び連携強化を図りつつ、対応に当たること。

また、危機管理事象発生時に備え、空港及び港湾における検疫業務に係る事業所等の緊急連絡先等をあらかじめ把握するよう努めること。

様式1：報告様式（検疫所業務管理室、結核感染症課宛）

（中東呼吸器症候群（MERS）について）

様式2：報告様式（都道府県等宛）

（中東呼吸器症候群（MERS）について）

様式3：調査票

様式4：健康監視対象者用指示書

様式5：通知書

様式6：健康管理カード

（中東諸国で中東呼吸器症候群（MERS）が発生しています）

様式7：追加通報項目

（MERS追加通報項目）

様式8：船医申告書

様式9：診療記録簿

別紙1：リーフレット

（中東呼吸器症候群（MERS））

別紙2：フローチャート

（MERSに関する検疫対応フロー）

{ 検疫所業務管理室 }  
{ 結核感染症課 } 御中

〇〇〇検疫所

中東呼吸器症候群 (MERS) について

標記について、下記のとおり中東呼吸器症候群 (MERS) の (疑似症患者・健康監視対象者) に関する情報を報告します。

記

<疑似症患者・健康監視対象者について>

〇〇市 (区・町) 在住 (外国人渡航者等の場合は宿泊ホテル名及び国内の行程を記載)

→都道府県等への連絡状況 (都道府県等の担当者氏名、連絡時間等)

国籍: (外国人渡航者等の場合は、使用言語を併せて記載)

性別: ○性

年齢: ○歳

住所:

職業:

搭乗者区分: (外務省ルート、サーモグラフィー、検疫官による呼びかけ、自己申告 (機内アナウンス、ポスター、渡航前の事前情報)、その他 (自由記載))

基礎疾患:

国内の移動方法: 公共交通機関を使用 (具体的に)

<旅行ツアー>

内容: (ヒトコブラクダに乗るプラン等が組まれていたか。)

旅行会社名: (ヒトコブラクダに乗るプラン等が組まれていた場合に記載。)

旅行会社の連絡先: (旅行会社が国内の会社の場合に限る。)

<同行者の有無>

<渡航先等>

HO. ○. ○~○. ○ サウジアラビア

HO. ○. ○~○. ○ カタール

HO. ○. ○~

<MER S が疑われる患者又はヒトコブラクダとの接触内容>

日時: ○. ○ ○

場所:

内容: (医療機関の受診、訪問歴。MER S 確定患者との接触、ヒトコブラクダとの濃厚接触 (例: ヒトコブラクダに乗った、未殺菌乳の喫食、加熱が不十分な肉の喫食等)

<健康監視期間>

平成〇年〇月〇日まで

<症状の経過等（分かる限りで）>

H〇. 〇. 〇～（症状・発症日）

H〇. 〇. 〇～（症状・発症日）

現在の症状（分かる限り細かく）：

<健康相談記録内容>

（問診内容、疑似症患者又は健康監視対象者への伝達事項）

<検査実施の有無>（他に疑われる感染症等の検査結果を含む）

有 検査開始時間 〇〇：〇〇 検査結果判明予定時間 〇〇：〇〇

→（検査判定日時及び検査結果を記載）

無

<航空機の情報>

便名

発航地

到着日及び時間

検疫開始時間

乗員・乗客 〇名・〇〇名

座席番号

機内アナウンスの有無

都道府県等 御中

〇〇〇検疫所

中東呼吸器症候群 (MERS) について

標記について、下記のとおり中東呼吸器症候群 (MERS) の (疑似症患者・健康監視対象者) に関する情報を報告します。

記

<疑似症患者・健康監視対象者について>

〇〇市 (区・町) 在住 (外国人渡航者等の場合は宿泊ホテル名及び国内の行程を記載)

→都道府県等への連絡状況 (都道府県等の担当者氏名、連絡時間等)

国籍: (外国人渡航者等の場合は、使用言語を併せて記載)

性別: 〇性

年齢: 〇歳

住所:

職業:

搭乗者区分: (外務省ルート、サーモグラフィー、検疫官による呼びかけ、自己申告 (機内アナウンス、ポスター、渡航前の事前情報)、その他 (自由記載))

基礎疾患:

国内の移動方法: 公共交通機関を使用 (具体的に)

<旅行ツアー>

内容: (ヒトコブラクダに乗るプラン等が組まれていたか。)

旅行会社名: (ヒトコブラクダに乗るプラン等が組まれていた場合に記載。)

旅行会社の連絡先: (旅行会社が国内の会社の場合に限る。)

<同行者の有無>

<渡航先等>

HO. 〇. 〇~〇. 〇 サウジアラビア

HO. 〇. 〇~〇. 〇 カタール

HO. 〇. 〇~

<MERS が疑われる患者又はヒトコブラクダとの接触内容>

日時: 〇. 〇 〇

場所:

内容: (医療機関の受診、訪問歴。MERS 確定患者との接触、ヒトコブラクダとの濃厚接触 (例: ヒトコブラクダに乗った、未殺菌乳の喫食、加熱が不十分な肉の喫食等))

<健康監視期間>

平成〇年〇月〇日まで

<症状の経過等（分かる限りで）>

H〇. 〇. 〇～（症状・発症日）

H〇. 〇. 〇～（症状・発症日）

現在の症状（分かる限り細かく）：

<健康相談記録内容>

（問診内容、疑似症患者又は健康監視対象者への伝達事項）

<検査実施の有無>（他に疑われる感染症等の検査結果を含む）

有 検査開始時間 〇〇：〇〇 検査結果判明予定時間 〇〇：〇〇

→（検査判定日時及び検査結果を記載）

無

<航空機の情報>

便名

発航地

到着日及び時間

検疫開始時間

乗員・乗客 〇名・〇〇名

座席番号

機内アナウンスの有無

## 調査票

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第（平成 10 年法律第 114 号）第 15 条の積極的疫学調査及び検疫法第 18 条第 2 項に規定する健康監視に使用します。正確に太枠内を記入してください。

ふりがな 氏名：		年齢：	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	職業：	国籍：
MERSが疑われる患者、又は、ヒトコブラクダと濃厚に接触した可能性がありますか。 <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい→詳細を以下に記入してください。 国・地域名： 接触の状況を具体的に：					
日本国内における住所・滞在先（滞在の場合は下欄に本日から 日間の連絡先を記入してください。）					
住所	都道府県		市区町村		
	電話：		携帯電話：		
本日から	滞在期間	宿泊先又は連絡先			
	月 日～ 月 日	宿泊先：			
		所在地：	都道府県	市区町村	電話：
日間の宿泊先・出国予定	月 日～ 月 日	宿泊先：			
		所在地：	都道府県	市区町村	電話：
	月 日～ 月 日	宿泊先：			
		所在地：	都道府県	市区町村	電話：
	日本出国予定日：	年 月 日	出国空港：	空港 便名：	
旅行代理店	今回の旅行は旅行代理店等が企画又は仲介していますか。 <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい→詳細を以下に記入してください。				
	旅行代理店名・支店名等		日本における電話：		
	ツアー名：				

この調査票の内容は検疫及び国内の感染症対策の目的以外には使用しません。

なお、検疫法第 36 条第 7 号の規定により、質問に回答しなかった場合又は虚偽の申告をした場合は、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処されることがあります。

## 検疫所記入欄

検疫時の体温	℃	解熱剤使用	無・有	薬剤名	・	時間前使用
主な症状	<input type="checkbox"/> 咳	<input type="checkbox"/> その他の呼吸器症状	<input type="checkbox"/> 全身倦怠	<input type="checkbox"/> その他（		）
その他特記事項						
検疫年月日：	年	月	日	便・船名：		
検疫所名：	担当者名：		調査票番号：			



通 知 書

平成 年 月 日

(都道府県知事、保健所設置市市長、特別区区長)

\_\_\_\_\_ 殿

\_\_\_\_\_ 検疫所長

下記の MERS の健康監視対象者について、検疫法第 18 条第 2 項の規定に基づく帰国後の健康状態の報告を求めていたところ、健康状態に異状を生じたことを確認したので、同法第 18 条第 3 項の規定に基づき次のとおり通知します。

記

ふりがな			
氏 名 :	年齢 :	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	国籍 :

当該者の国内における居所、連絡先、渡航先、検疫時の状況等については、別添の調査票（又は健康状態質問票）を参照してください。

入 国 後 の 状 況	当該者に指示した事項、感染症のまん延防止・医療に必要な事項等
	確定のための検査 国立感染症研究所へ・依頼中 ・結果 ( ) 検体番号 :
	入国後 年 月 日の健康状況 体温 ℃
	その他特記事項
参 考	当該者の濃厚接触者 無・有

当該者の調査票番号 :

## 中東諸国で中東呼吸器症候群（MERS）が 発生しています

※ 主な流行国：アラブ首長国連邦、イエメン、オマーン、カタール、  
クウェート、サウジアラビア、ヨルダン

☆ MERS は、新しい種類のコロナウイルスによる感染症です。感染すると高熱や咳、  
息切れといったインフルエンザのような症状が出ます。特別な治療法はなく患者  
の症状に合わせて治療を行うことになります。

☆ MERS の流行国に滞在していた方は、本日から14日間、健康状態に留意し、以下  
のように行動してください。

○ マスクの着用

MERS は、現時点では持続的なヒトからヒトへの感染は確認されていませんが、  
咳などの症状がある場合には、マスクを着用してください。

○ 健康状態の確認

毎日の体温測定による発熱の有無

激しい咳や呼吸が苦しくなるなどの呼吸器症状の有無

○ 体調が悪くなったときの対応

発熱や咳など急性呼吸器症状がみられた場合には、事前に保健所に連絡の上、  
中東諸国に滞在していたことを告げて保健所の指示に従ってください。

医療機関を受診する際はこの紙を医療機関に示してください。

厚生労働省 ○○検疫所

TEL : ○○-○○○-○○○○

MERS 追加通報項目  
Questionnaire on MERS

船舶の名称

Name of ship

船長の氏名

Name of master

発航地

Last port

乗員及び乗客の健康状態について、以下の6つの質問にお答えください。

Please answer following six questions regarding health condition of crews and passengers on board.

① 38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状を呈している者の有無

Is there any person suffering from flu-like symptoms such as fever over 38℃/100°F and acute respiratory symptoms ?

あり yes  なし no

② 原因不明の肺炎や呼吸困難を呈している者の有無

Is there any person suffering from pneumonia and/or dyspnea caused by unknown disease?

あり yes  なし no

③ 原因不明の死亡者の有無

Is there any dead person caused by unknown disease?

あり yes  なし no

④ 14日以内に医療機関を訪問した者の有無

Is there any person who visited a hospital within 14 days?

あり yes  なし no

⑤ 14日以内にヒトコブラクダとの接触歴を有する者

Is there any person who had contact with a camel within 14 days?

あり yes  なし no

⑥ 14日以内にMERS患者（疑い例も含む。）との接触歴を有する者

Is there any person who had contact with a patient or a suspicious case of MERS within 14 days?

あり yes  なし no

年 月 日 Date (Month Date, Year)

代理店の名称 Agent

担当者 Contact address

## 船医申告書

### Declaration by Ship' s Doctor

1. ○月○日以降に診察を受けた患者数。

Number of patients who have been examined since

2. ○月○日以降、発熱を伴う患者数。

Number of patients with fever ( $\geq 38^{\circ}\text{C}/100^{\circ}\text{F}$ ) on and after

3. 発熱を伴う患者の詳細内容を記載した文書を添付すること。

(氏名、性別、年齢、発症月日、症状、診断名、治療、転帰などを含むもの。)

Please attach "Record of Examinations" for patients with fever.

(including name or initial, sex, age, onset of illness, diagnosis, treatment and outcome)

私は、この申告書 (添付文書を含む) に記載した回答が、真実で正確なものであることをここに宣言する。

I hereby declare that the statements in this "Declaration by Ship' s Doctor" (including the attached "Record of Examinations" ) are complete and true to the best of my belief.

日付

Date \_\_\_\_\_

船医の署名

Signature of Ship' s Doctor \_\_\_\_\_



# 中東呼吸器症候群(MERS)

## 【症状】

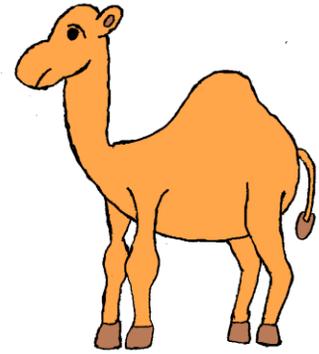
感染してから2～14日後に、呼吸器症状(発熱、咳、息切れや呼吸困難など)を引き起こします。感染しても症状が出ない場合もあります。

## 【治療】

特別な治療方法やワクチンはありません。

## 【予防対策】

- ・一般的な衛生対策として手洗いをを行う。
- ・咳やくしゃみなどの症状を示している人との接触はできる限り避ける。
- ・ラクダなど、動物との不要な接触を避ける。



## 【入国時に検疫所で】

発熱や咳などの呼吸器症状がある方や、MERSが疑われる患者又はラクダと接触した可能性がある方は、必ず、検疫官にお申し出ください。

## 【入国後症状が出たら】

入国後14日以内に、発熱や咳などの呼吸器症状がみられた方は、速やかに電話にて最寄りの保健所にご連絡ください。

## 【発生が報告されている中東諸国】

国立感染症研究所ホームページ

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/>

検疫所ホームページ FORTH

<http://www.forth.go.jp>



※当該対応は、今後の状況により変更予定。

以下のア、イ又はウに該当する者(他の感染症又は他の病因によることが明らかな者を除く)  
 ア 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈している者であって、発症前14日以内に流行国に渡航又は居住していたもの  
 イ 発熱を伴う急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に流行国において、医療機関を受診若しくは訪問したもの、MERSであることが確定した者との接触歴があるもの又はヒトコブラクダとの濃厚接触歴(未殺菌乳等の喫食を含む)があるもの  
 ウ 発熱又は急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に流行国において、MERSが疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、MERSが疑われる患者と同居(当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。)していたもの又はMERSが疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れたもの

## 疑似症患者

YES

NO

### 検疫所 <検査の実施>

- 質問(12条)、診察(13条)、検体採取
- 当該者に、マスク等の感染予防策を勧奨
- 検疫所業務管理室、結核感染症課にメール等で報告(様式1)(土日の場合、携帯にも併せて連絡)
- 当該者の接触状況等の情報収集
- 航空機・船舶の消毒
- 感染症法による都道府県への届出(感染症法第12条第1項:疑似症患者)及びメール等で報告(様式2)(土日の場合、携帯にも併せて連絡)し、患者搬送の調整

### 都道府県等 <疑似症患者の搬送>

- 患者を感染症指定医療機関(特定、第一種、第二種)に搬送

14日以内に流行国において、医療機関を受診若しくは訪問した者、MERSであることが確定した者との接触歴がある者、ヒトコブラクダとの濃厚接触歴がある者、MERSが疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者、MERSが疑われる患者と同居していた者、MERSが疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた者及びMERS疑似症患者(MERS患者(確定例)を除く。)

### 検疫所 <PCR検査結果>

- 検疫所業務管理室、結核感染症課及び都道府県等に、メール等で報告(様式1又は様式2に追記)(土日の場合、携帯にも併せて連絡)

陽性

陰性

### 検疫所

- 検疫所の検査と並行して感染研へ検体搬送

### 都道府県等

- 積極的疫学調査の開始
- 厚生労働省
- 公表

### 検疫所

- 疑似症届出の取り下げ

### 国立感染症研究所

- 確認検査の実施
- 検疫所業務管理室及び結核感染症課へ報告
- 検体送付元検疫所へ報告→検疫所の居住地を管轄する都道府県へ情報提供

感染研陽性【患者(確定例)】

感染研陰性

### 検疫所

- 居住地を管轄する都道府県への通知(検疫法第26条の3)
- 感染症法による都道府県への届出(感染症法第12条第1項:患者(確定例))

健康監視

## 健康監視

### 検疫所

- 健康監視(第18条第2項)調査票(様式3)により聞き取り
- 当該者に「健康監視対象者指示書」(様式4)を配布、説明
- ※14日間、体温その他の健康状態を確認
- 厚生労働省検疫所業務管理室検疫業務係及び結核感染症課に、メール等で報告(様式1)(土日の場合、携帯にも併せて連絡)
- 当該者の居住地を管轄する都道府県へ情報提供

### 検疫所

- MERS様症状発症
- 厚生労働省検疫所業務管理室検疫業務係及び結核感染症課に、メール等で報告(様式1に追記)土日の場合、携帯にも併せて連絡)
- 当該者の居住地を管轄する都道府県へ「通知書」(別紙5)により通知(第18条第3項)

### 都道府県等

- 感染症法に基づき、都道府県が対応

事 務 連 絡

平成 27 年 9 月 18 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

MERS 啓発リーフレットについて（情報提供）

今般、中東から帰国後、検疫所にてラクダと接触した旨申告される方が増加していることから、別添のとおり、一般の方を対象とした、MERS の啓発リーフレットを作成しました。つきましては、別添又は厚生労働省ホームページよりダウンロードしたファイルを印刷の上、貴自治体における普及啓発活動に御活用いただくようお願いいたします。また、貴自治体における関係部局等への周知についても併せてよろしくようお願いいたします。

（参考）

厚生労働省HP

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/mers.html> )

担当：厚生労働省健康局結核感染症課 高橋
電話 03-5253-1111（内線2387）
厚生労働省医薬食品局食品安全部
企画情報課 検疫所業務管理室 青木
電話 03-5253-1111（内線2460）
FAX 03-3502-6251

# 中東呼吸器症候群(MERS)

《注意》 MERSが発生している中東諸国で、患者やラクダと接触した方は、感染の可能性があるため、検疫所が最大14日間の健康監視(※)を行う場合があります。

※健康監視とは、検疫所に毎日体温等の健康状態を報告することです。

## 【症状】

感染してから2～14日後に、呼吸器症状(発熱、咳、息切れや呼吸困難など)を引き起こします。感染しても症状が出ない場合もあります。

## 【治療】

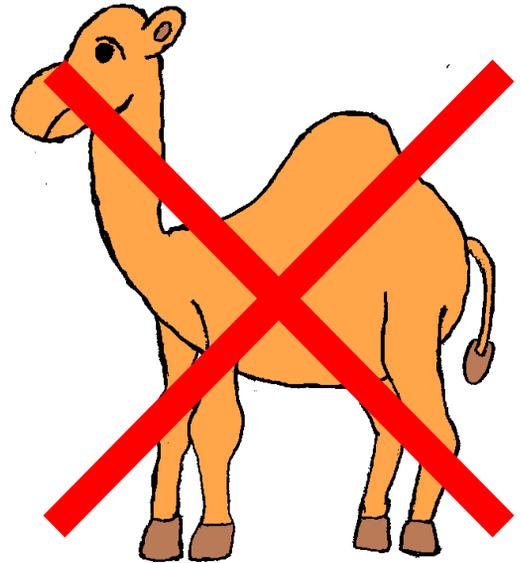
特別な治療方法やワクチンはありません。

## 【予防対策】

- ・一般的な衛生対策として手洗いをを行う。
- ・咳やくしゃみなどの症状を示している人との接触はできる限り避ける。

## 【入国時に検疫所で】

発熱や咳などの呼吸器症状がある方や、MERSが疑われる患者又はラクダと接触した可能性がある方は、必ず、検疫官にお申し出ください。



**ラクダなど、動物との接触や、殺菌されていない乳や肉の喫食を避けましょう!!**

## 【入国後症状が出たら】

入国後14日以内に、発熱や咳などの呼吸器症状がみられた方は、速やかに電話にて最寄りの保健所にご連絡ください。



## 【発生が報告されている中東諸国】

国立感染症研究所ホームページ

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/>

検疫所ホームページ FORTH

<http://www.forth.go.jp>